

児 童 相 談

2013
(平成24年度実績)

青 森 県

東青地域県民局	地域健康福祉部	こども相談総室
中南地域県民局	地域健康福祉部	こども相談総室
三八地域県民局	地域健康福祉部	こども相談総室
西北地域県民局	地域健康福祉部	福祉こども総室
上北地域県民局	地域健康福祉部	福祉こども総室
下北地域県民局	地域健康福祉部	福祉こども総室

はじめに

児童相談所の業務につきましては、日頃から格別の御理解と御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、近年、児童相談所に寄せられる相談は、児童の置かれる環境の変化とともに多様化、複雑化してきております。とりわけ児童虐待については、児童相談所における相談対応件数が年々増加の一途をたどっており、厚生労働省が発表した平成 24 年度実績では、全国で 66,807 件（速報値）、本県でも 842 件と、ともに過去最多を更新しています。虐待により児童が死亡する事件も全国的に後を絶たない状況です。

平成 24 年 4 月 1 日に改正民法、改正児童福祉法が施行され、親権停止制度の創設、児童相談所長による親権代行、監護措置等が定められ、児童相談所が負う役割や責任がさらに大きくなっています。

また、平成 24 年 3 月に「市町村と児童相談所の機関連携対応方針」を策定し、市町村と児童相談所がそれぞれ役割を果たし、関係機関等と適切に連携することで、地域の子どもたちが確実に守られるよう取り組んでいるところです。今後とも、皆様には一層の御指導、御支援を賜りますようお願い申し上げます。

このたび、平成 24 年度における県内の児童相談所の業務概要を取りまとめましたので、御高覧いただき、児童相談所業務への一層の御理解、御協力をいただければ幸いです。

平成 25 年 11 月

東青地域県民局 地域健康福祉部 こども相談総室
青森県中央児童相談所長 久保 敏隆

中南地域県民局 地域健康福祉部 こども相談総室
青森県弘前児童相談所長 千葉 文明

三八地域県民局 地域健康福祉部 こども相談総室
青森県八戸児童相談所長 岡本 芳明

西北地域県民局 地域健康福祉部 福祉こども総室
青森県五所川原児童相談所長 田沢 定信

上北地域県民局 地域健康福祉部 福祉こども総室
青森県七戸児童相談所長 長内 富士男

下北地域県民局 地域健康福祉部 福祉こども総室
青森県むつ児童相談所長 田中 孝幸

目 次

第1 児童相談所のあらまし

1. 青森県の状況	1
2. 管轄区域図	2
3. 管内面積・人口（児童人口）	3
4. 児童相談所の名称及び所在地	4
5. 組織	5
6. 沿革	8

第2 児童相談所の業務

1. 相談業務	9
(1) 相談の種類と主な内容	9
(2) 相談の流れ	10
(3) 相談の状況	11
ア 養護相談	14
イ 障害相談	22
ウ 非行相談	23
エ 育成相談	24
2. 判定業務	26
3. 一時保護業務	29
(1) 県内児童相談所の一時保護の状況	29
(2) 中央児童相談所の一時保護所（集中管理）の状況	31
(3) 県内児童相談所の委託一時保護の状況	36

第3 児童相談所の事業

1. 子ども虐待防止対策	40
(1) 子どもを守る地域ネットワークバックアップ力向上研修等	40
(2) 児童相談所法律相談実施事業	40
(3) 子ども虐待ホットライン事業	41
(4) 被虐待児フォローアップ事業	41
(5) カウンセリング強化事業	43
2. 児童環境づくり支援	44
地域の児童環境づくり支援業務	44
3. 精神発達精密健康診査事後指導	45
(1) 3歳児精神発達精密健康診査事後指導	45
(2) 1歳6か月児精神発達精密健康診査事後指導	47

4. 市町村支援	48
(1) 市町村児童家庭相談支援	48
(2) 要保護児童対策地域協議会支援	48
5. 里親支援	49
(1) 里親制度普及促進事業	49
(2) 里親委託推進・支援等事業	49

第4 統計表

1-ア 年度別・相談種別児童受付数（六児相合計）	51
イ " （中央児童相談所）	52
ウ " （弘前児童相談所）	53
エ " （八戸児童相談所）	54
オ " （五所川原児童相談所）	55
カ " （七戸児童相談所）	56
キ " （むつ児童相談所）	57
2-ア 年度別・相談経路別児童受付数（六児相合計）	58
イ 児相別・相談経路別児童受付数	59
3-ア 年度別相談処理数（六児相合計）	60
イ 児相別相談処理数	61
4. 年齢別・相談種別児童受付数（六児相合計）	62
5. 市町村別・相談種別児童受付数（六児相合計）	64
6. 3歳児精健事後指導主訴・診断名別件数	66
7. 1歳6か月児精健事後指導主訴・診断名別件数	67
8. 児童福祉施設等措置状況（六児相合計）	68
9. 一時保護の状況の推移	72
10. 中央児童相談所一時保護所の一時保護児童の推移	74

第5 関係機関との連携状況

1. 連絡会議等	76
2. 各種行事等への参加	80
3. 講師派遣等	81
4. 職員の業務関係研修	83
(参考) 里親会の事業	85

第1 児童相談所のあらまし

1. 青森県の状況

青森県は本州の北端に位置し、北は津軽海峡を隔てて北海道と、南は岩手県、秋田県に接している。

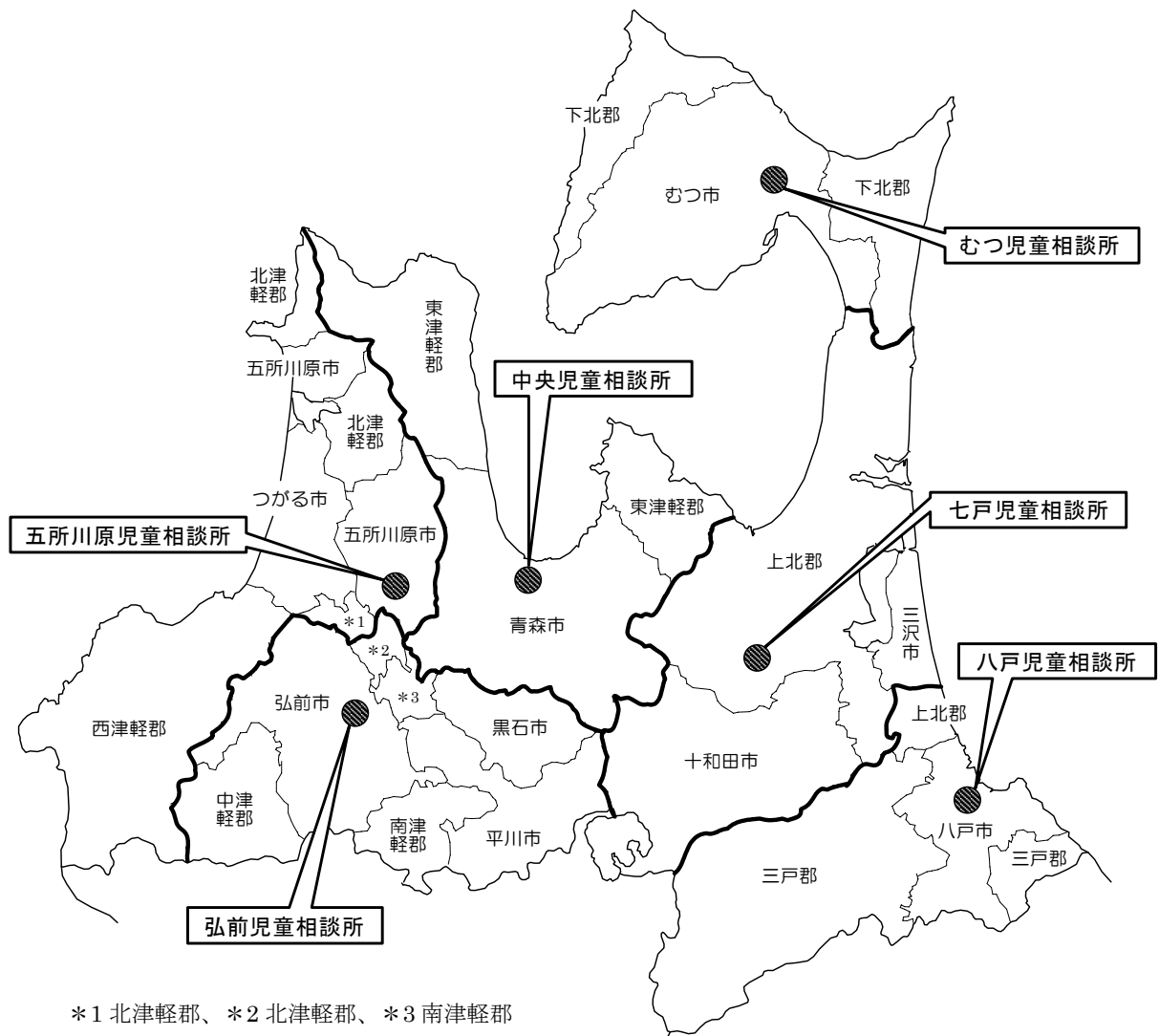
地形的には、三方を海に囲まれ、中央に奥羽山脈が走り、県土を日本海側と太平洋側とに分けている。世界遺産の白神山地に広がるブナの原生林、山地の裾野を彩るりんご畑、変化に富む海岸線の風景は、人々の心に安らぎを与える自然環境を形成している。

本県は10市、22町、8村から成り、面積9,645km²、人口は1,349,969人、児童人口(18歳未満)は204,735人となっている。(H24.10.1 青森県推計人口)

なお、青森県では平成18年3月1日にかけて、延べ44の市町村が関係する計17件の市町村合併が行われ、その経過については次のとおりである。

名 称	合 併 日	関 係 市 町 村
上北郡おいらせ町	H18.3.1	上北郡百石町、上北郡下田町
弘前市	H18.2.27	弘前市、中津軽郡岩木町、中津軽郡相馬村
平川市	H18.1.1	南津軽郡平賀町、南津軽郡尾上町、南津軽郡碓ヶ関村
三戸郡南部町	H18.1.1	三戸郡名川町、三戸郡南部町、三戸郡福地村
青森市	H17.4.1	青森市、南津軽郡浪岡町
上北郡東北町	H17.3.31	上北郡上北町、上北郡東北町
上北郡七戸町	H17.3.31	上北郡七戸町、上北郡天間林村
西津軽郡深浦町	H17.3.31	西津軽郡深浦町、西津軽郡岩崎村
八戸市	H17.3.31	八戸市、三戸郡南郷村
北津軽郡中泊町	H17.3.28	北津軽郡中里町、北津軽郡小泊村
南津軽郡藤崎町	H17.3.28	南津軽郡藤崎町、南津軽郡常盤村
東津軽郡外ヶ浜町	H17.3.28	東津軽郡蟹田町、東津軽郡平舘村、東津軽郡三厩村
五所川原市	H17.3.28	五所川原市、北津軽郡金木町、北津軽郡市浦村
むつ市	H17.3.14	むつ市、下北郡川内町、下北郡大畑町、下北郡脇野沢村
つがる市	H17.2.11	西津軽郡木造町、西津軽郡森田村、西津軽郡柏村 西津軽郡稲垣村、西津軽郡車力村
十和田市	H17.1.1	十和田市、上北郡十和田湖町
三戸郡五戸町	H16.7.1	三戸郡五戸町、三戸郡倉石村

2. 管轄区域図 (平成25年4月1日現在)



※ 北津軽郡のうち、板柳町*2は弘前児童相談所管内
上北郡のうち、おいらせ町は八戸児童相談所管内

3. 管内面積・人口（児童人口）

相談所名	管轄区域	面積(km ²)	人口(人) 〔25.4.1〕 推計人口	H24.10.1 推計人口		
				人口(人)	児童人口(人)	比率(%)
中央	青森市	824.62	292,815	295,683	45,009	15.2
	東津軽郡	652.90	24,190	24,628	2,841	11.5
	計	1,477.52	317,005	320,311	47,850	14.9
弘前	弘前市	524.12	179,449	181,275	26,147	14.4
	黒石市	216.96	34,702	34,989	5,408	15.5
	平川市	345.81	32,974	33,220	4,895	14.7
	中津軽郡	246.05	1,506	1,529	169	11.1
	南津軽郡	222.98	33,939	34,232	4,732	13.8
	北津軽郡 (板柳町)	41.81	14,634	14,780	2,102	14.2
	計	1,597.73	297,204	300,025	43,453	14.5
八戸	八戸市	305.40	234,256	235,562	38,451	16.3
	三戸郡	969.38	70,509	71,319	9,973	14.0
	上北郡 (おいらせ町)	71.88	24,120	24,166	4,509	18.7
	計	1,346.66	328,885	331,047	52,933	16.0
五所川原	五所川原市	404.56	56,557	57,219	8,751	15.3
	つがる市	253.85	35,651	36,044	4,989	13.8
	西津軽郡	831.85	19,774	20,102	2,364	11.8
	北津軽郡 (板柳町を除く)	262.73	25,760	26,077	3,565	13.7
	計	1,752.99	137,742	139,442	19,669	14.1
七戸	十和田市	725.67	64,316	65,119	10,204	15.7
	三沢市	120.09	40,322	40,777	7,529	18.5
	上北郡 (おいらせ町を除く)	1,209.17	74,208	75,083	10,957	14.6
	計	2,054.93	178,846	180,979	28,690	15.9
むつ	むつ市	863.79	59,518	60,118	9,573	15.9
	下北郡	551.08	17,724	17,978	2,537	14.1
	計	1,414.87	77,242	78,096	12,110	15.5
合計		9,644.70	1,336,924	1,349,900	204,705	15.2

(注1) 総面積は平成24年10月1日現在の全国都道府県市町村別面積調(国土交通省国土地理院)

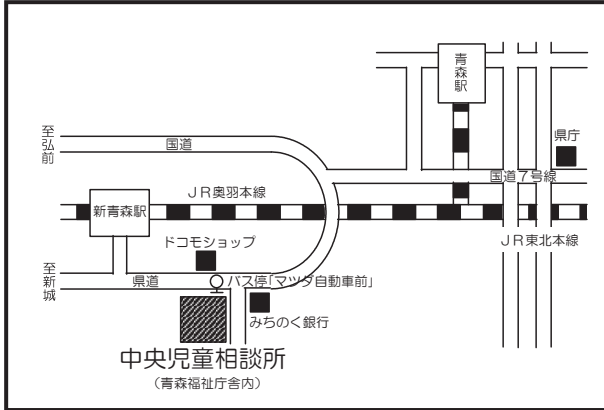
(注2) 人口は平成24年10月1日現在及び平成25年4月1日現在の推計人口(青森県統計分析課)

(注3) 県の人口には、県内市町村間移動者数を含んでいないため、各市町村の推計人口の総計とは一致しない。

4. 児童相談所の名称及び所在地

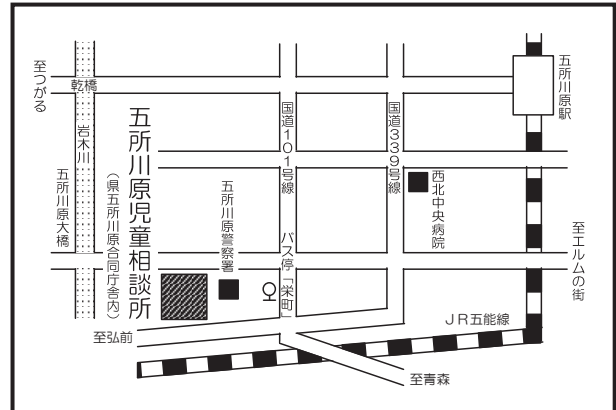
中央児童相談所

〒038-0003 青森市石江字江渡 5-1
 TEL (017) 781-9744
 FAX (017) 781-4175



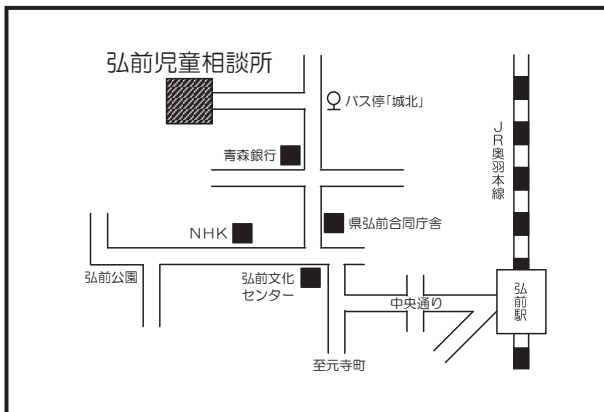
五所川原児童相談所

〒037-0046 五所川原市栄町 10
 TEL (0173) 38-1555
 FAX (0173) 38-4673



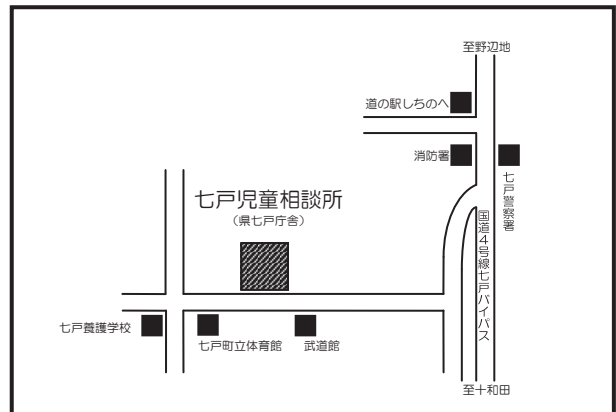
弘前児童相談所

〒036-8065 弘前市西城北 1 丁目 3-7
 TEL (0172) 36-7474
 FAX (0172) 36-8726



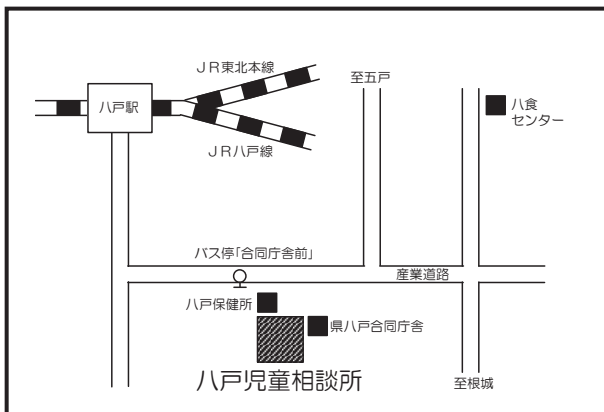
七戸児童相談所

〒039-2594 七戸町字蛇坂 55-1
 TEL (0176) 60-8086
 FAX (0176) 60-8087



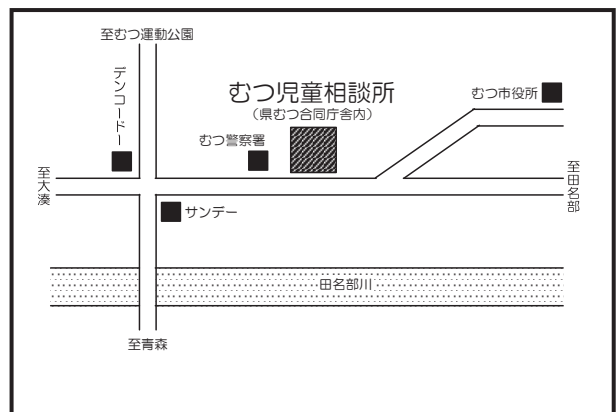
八戸児童相談所

〒039-1101 八戸市尻内町字鴨田 7
 TEL (0178) 27-2271
 FAX (0178) 27-2627



むつ児童相談所

〒035-0073 むつ市中央 1 丁目 1-8
 TEL (0175) 23-5975
 FAX (0175) 23-5982

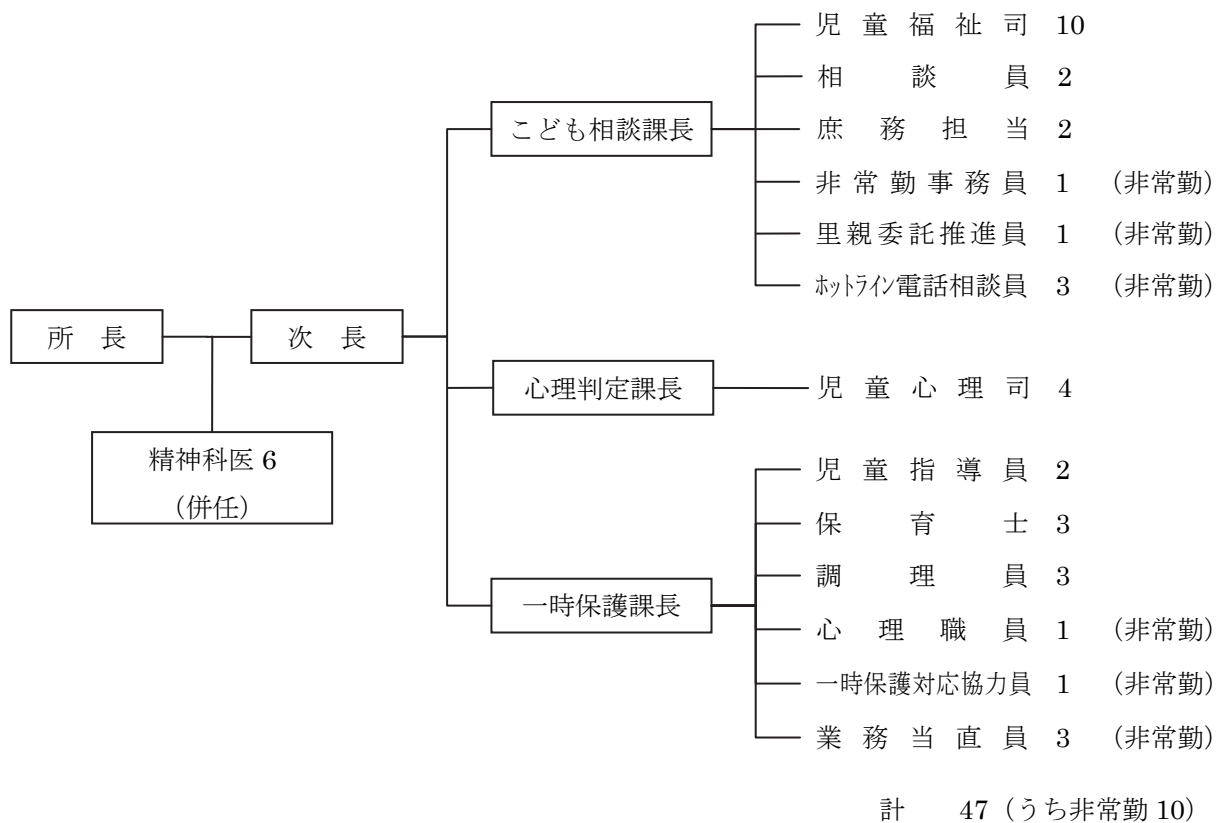


5. 組 織

H25. 4. 1 現在

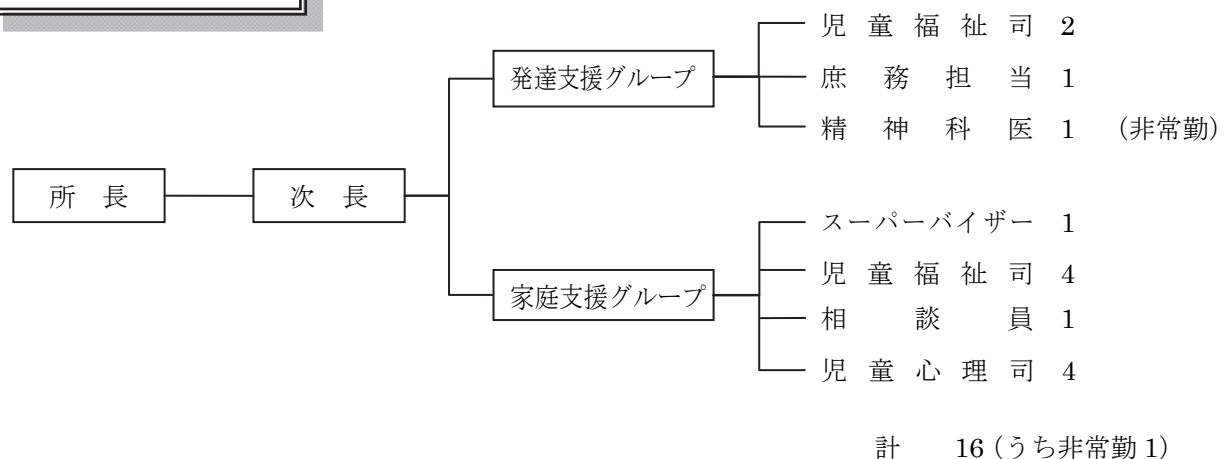
【東青地域県民局地域健康福祉部こども相談総室】

中央児童相談所



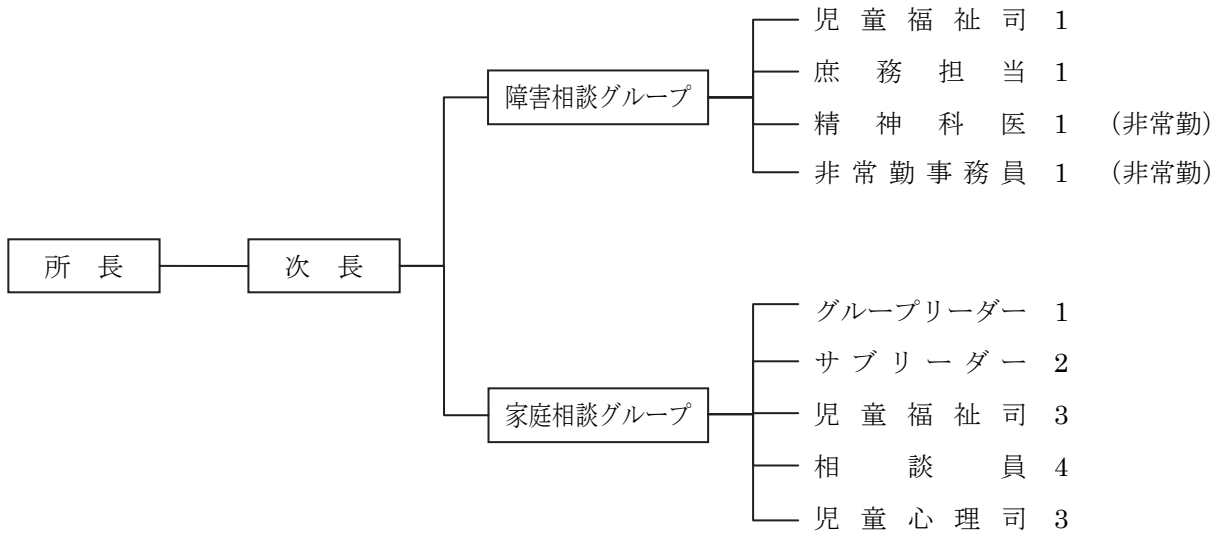
【中南地域県民局地域健康福祉部こども相談総室】

弘前児童相談所



【三八地域県民局地域健康福祉部こども相談総室】

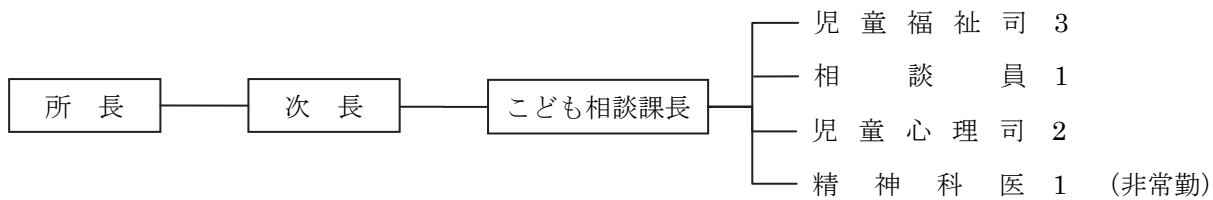
八戸児童相談所



計 19 (うち非常勤 2)

【西北地域県民局地域健康福祉部福祉こども総室】

五所川原児童相談所



計 10 (うち非常勤 1)

【上北地域県民局地域健康福祉部福祉こども総室】

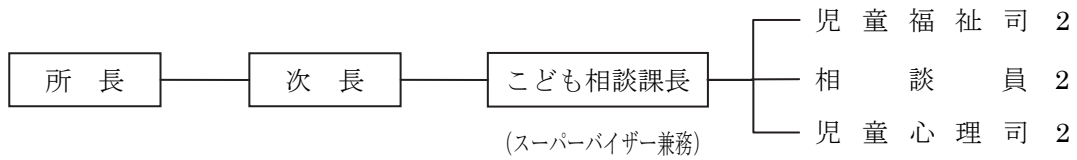
七戸児童相談所



計 11 (うち非常勤 1)

【下北地域県民局地域健康福祉部福祉こども総室】

むつ児童相談所



計 9 (うち非常勤 0)

6. 沿 革

年 度	項 目
昭和 23	(昭和22.12 児童福祉法公布、昭和23.1 児童福祉法施行、昭和23.4 児童福祉法全面施行) 4月 中央児童相談所を本庁児童課内に、一時保護所を青森学園（教護院、当時青森市石江）におく。 6月 弘前児童相談所を中南地方事務所内に設置。
24	3月 中央児童相談所新築移転（青森市新町）。 8月 中央児童相談所八戸出張所設置（八戸市玄中寺下）。
26	5月 中央児童相談所八戸出張所を八戸児童相談所に昇格。
27	児童福祉法第27条第1項の知事の措置権を児童相談所長に委任。
29	4月 中央児童相談所移転（青森市寺町）。
34	中央、弘前、八戸児童相談所が次長制となる。
35	12月 中央児童相談所新築移転（青森市松森）。
44	弘前、八戸児童相談所は次長制廃止。一時保護の集中管理実施。
47	中央児童相談所は次長制を廃止し、総務係、業務係の二係制となる。
55	中央児童相談所は庶務課、業務課、一時保護課の三課制となる。
平成 元	青森福祉庁舎建設工事着工される。
3	10月 中央児童相談所新築移転（青森市石江－青森福祉庁舎内）。
5	中央児童相談所が次長制（兼務）となる。
9	4月 中央児童相談所むつ支所が県むつ合同庁舎内に開設される。
10	4月 県内各児童相談所庶務課の名称を総務課に改称。
12	4月 弘前児童相談所五所川原支所が県五所川原合同庁舎内に、八戸児童相談所七戸支所が県七戸庁舎内に開設される。 中央児童相談所は総務課、業務課、心理判定課、一時保護課の四課制となる。
14	4月 保健所、地方福祉事務所、児童相談所が県内6圏域ごとに「地方健康福祉こどもセンター」として組織改編となり、児童相談所については、各センターこども相談部として、各支所が、むつ児童相談所、五所川原児童相談所、七戸児童相談所に格上げとなる。 各児童相談所の総務課及び業務課を廃止し、「こども相談第一課」及び「こども相談第二課」を新設。中央児童相談所は、こども相談第一課、こども相談第二課、心理判定課、一時保護課の四課制となる。
16	4月 中央児童相談所は次長制廃止。
18	4月 弘前、八戸、むつの3地域は、「地方健康福祉こどもセンター こども相談部」から「地域県民局 地域健康福祉部 こども相談総室」として組織改編となる。 中央児童相談所に精神科医（常勤）が配置される。
19	4月 青森、五所川原、七戸の3地域は、「地方健康福祉こどもセンター こども相談部」から「地域県民局 地域健康福祉部 こども相談総室」として組織改編される。 各児童相談所が、「こども相談第一課」及び「こども相談第二課」を廃止して所長の下に次長制をしき、中央児童相談所は、「こども相談課」を新設。
20	4月 五所川原、七戸、むつの3地域は、「福祉総室」と「こども相談総室」とを統合し、「地域県民局 地域健康福祉部福祉こども総室」として組織改編される。
21	4月 中央児童相談所の精神科医（常勤）が廃止され、つくしが丘病院の精神科医が中央児童相談所兼務となる。
23	4月 弘前、八戸児童相談所が「心理判定グループ」を新設。
24	4月 弘前、八戸児童相談所が「心理判定グループ」を廃止。

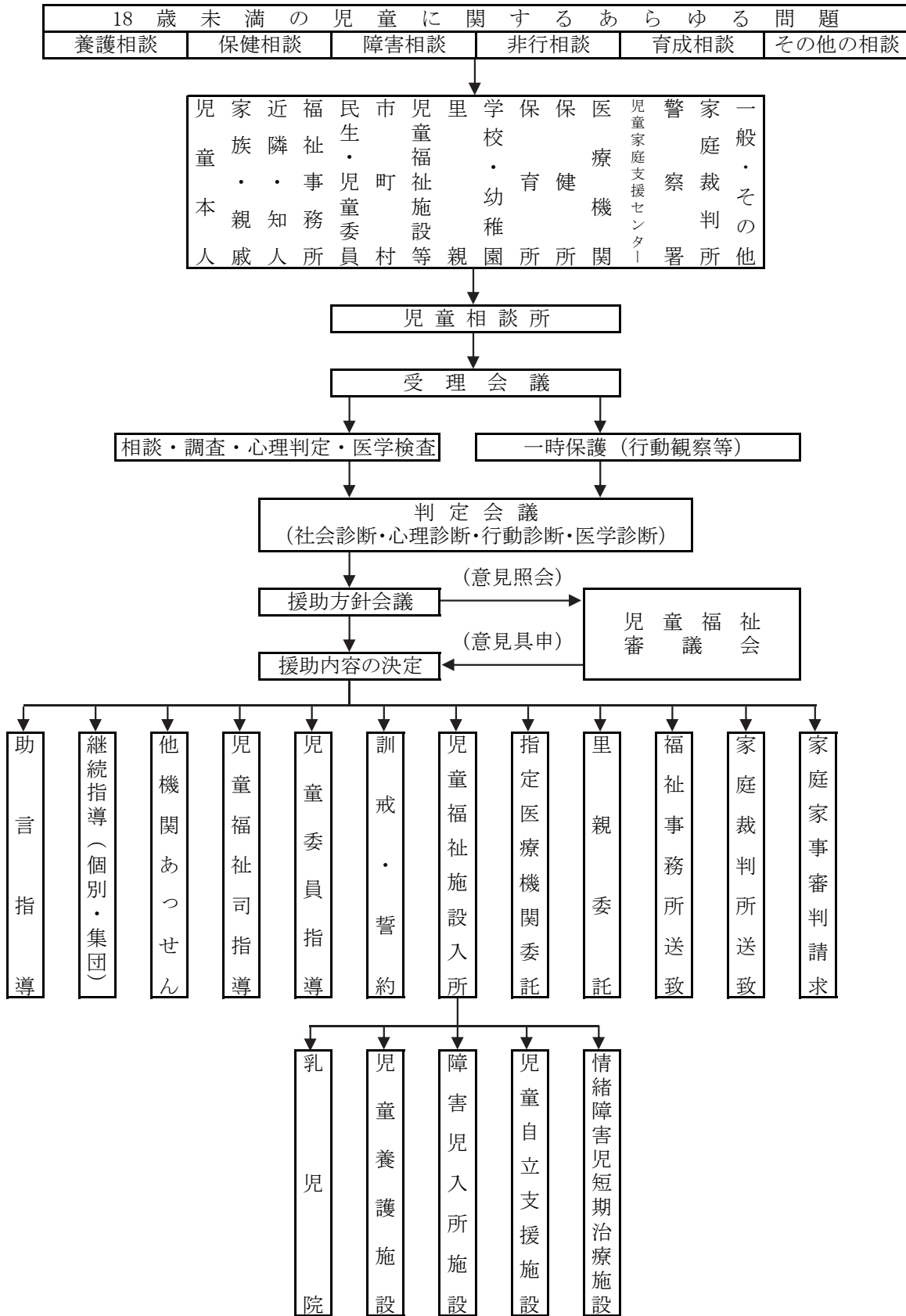
第2 児童相談所の業務

1. 相 談 業 務

(1) 相談の種類と主な内容

養護相談	養 護 相 談	父又は母等保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難児、棄児、迷子、虐待を受けた子ども、親権を喪失した親の子、後見人を持たぬ児童等環境的問題を有する子ども、養子縁組に関する相談
保健相談	保 健 相 談	未熟児、虚弱児、内部機能障害、小児喘息、その他の疾患（精神疾患を含む）等を有する子どもに関する相談
障 害 相 談	肢 体 不 自 由 相 談	肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談
	視 聴 覚 障 害 相 談	盲（弱視を含む）、ろう（難聴を含む）等視聴覚障害児に関する相談
	言語発達障害等相談	構音障害、吃音、失語等音声や言語の機能障害をもつ子ども、言語発達遅滞、学習障害や注意欠陥多動性障害等発達障害を有する子ども等に関する相談。ことばの遅れの原因が知的障害、自閉症、しつけ上の問題等他の相談種別に分類される場合はそれぞれのところに入れる
	重症心身障害相談	重症心身障害児に関する相談
	知的障害相談	知的障害児に関する相談
	自閉症等相談	自閉症若しくは自閉症同様の症状を呈する子どもに関する相談
非 行 相 談	ぐ 犯 等 相 談	虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のご犯行為若しくは飲酒、喫煙等の問題行動のある子ども、警察署からぐ犯少年として通告のあった子ども、又は触法行為があったと思料されても警察署から法第25条による通告のない子どもに関する相談
	触 法 行 為 等 相 談	触法行為があったとして警察署から法第25条による通告のあった子ども、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった子どもに関する相談。受け付けた時には通告がなくとも調査の結果、通告が予定されている子どもに関する相談についてもこれに該当する
育 成 相 談	性 格 行 動 相 談	子どもの人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙、不活発、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等性格若しくは行動上の問題を有する子どもに関する相談
	不 登 校 相 談	学校及び幼稚園並びに保育所に在籍中で、登校(園)していない状態にある子どもに関する相談。非行や精神疾患、養護問題が主である場合等にはそれぞれのところに分類する
	適 性 相 談	進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談
	育 児 ・ し つ け 相 談	家庭内における幼児のしつけ、子どもの性教育、遊び等に関する相談
そ の 他 の 相 談	里親希望に関する相談、夫婦関係等についての相談等、上記のいずれにも該当しない相談	

(2) 相談の流れ



(3) 相談の状況

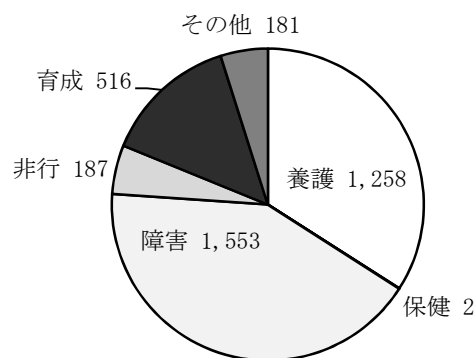
平成24年度に県内の児童相談所が受け付けた相談の総件数は3,697件で平成23年度の3,912件に比べ215件減（前年度比 94.5%）となった。

減少した相談件数は、養護（その他）相談（23件減）、肢体不自由相談（10件減）、視聴覚障害相談（1件減）、言語発達障害等相談（165件減）、知的障害相談（147件減）、性格行動相談（20件減）、不登校相談（19件減）、その他の相談（39件減）となっている。

増加した相談件数は、養護（虐待）相談（155件増）、保健相談（1件増）、重症心身障害相談（19件増）、自閉症等相談（2件増）、ぐ犯行為等相談（23件増）、触法行為等相談（2件増）、適性相談（5件増）、育児・しつけ相談（2件増）となっている。

相談種類別では、知的障害相談及び言語発達障害等の障害相談が1,553件で全体の42.0%を占め（前年度比 83.7%）、虐待相談を含む養護相談が1,258件で 34.0%（前年度比 111.7%）性格行動相談等の育成相談が516件で14.0%（前年度比 94.2%）、非行相談が187件で5.1%（前年度比115.4%）、保健相談が2件で0.1%（前年度比 200.0%）、その他の相談が181件で 4.9%（前年度比 82.3%）となっている。

図1 相談種類別児童受付数



総数 3,697 件

図2 受付件数の推移

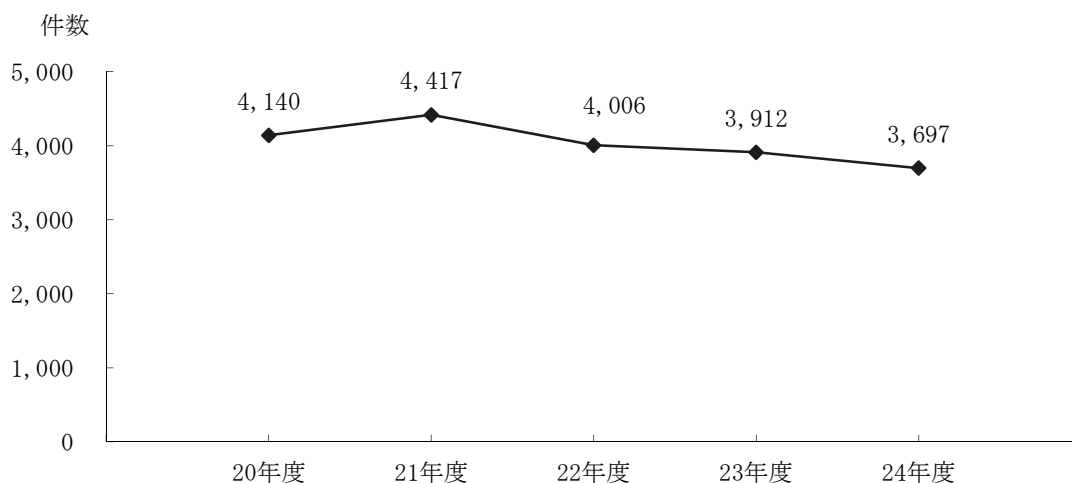
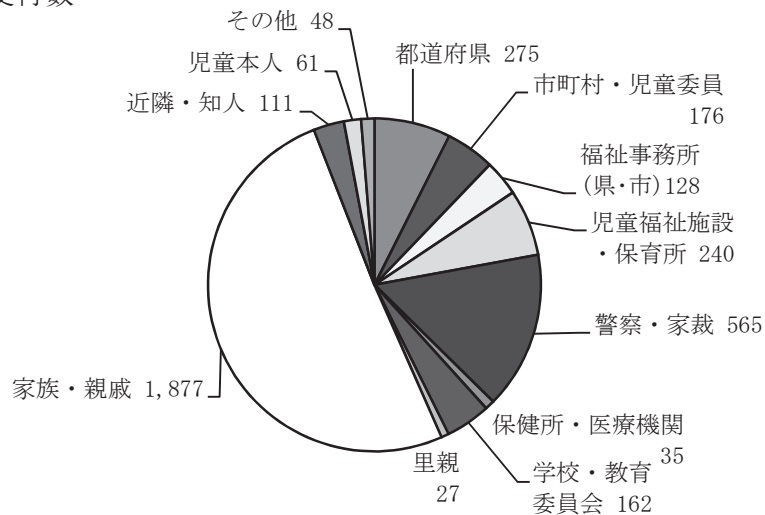


表1 相談種類別児童受付数

相談種類	養護		保健		障害			害			非行		育成				その他	
	児童虐待	その他	保健	健全	肢体不自由	視聴覚障害	言語発達障害等	重症心身障害	知的障害	自閉症等	ぐ犯行為等	触法行為等	性格行動	不登校	適性	育児・しつけ	その他	計
中央	23 (%)	120 (12.0)	1	0.1	9 (0.9)	1 (0.1)	29 (2.9)	2 (0.2)	348 (34.9)	4 (0.4)	35 (3.5)	14 (1.4)	122 (12.2)	16 (1.6)	16 (1.6)	21 (2.1)	47 (4.7)	996 (100.0)
	24 (%)	132 (15.6)	2 (0.2)	0.6	5 (0.6)	18 (2.1)	4 (0.5)	225 (26.6)	3 (0.4)	24 (2.8)	8 (0.9)	136 (16.1)	13 (1.5)	13 (1.5)	17 (2.0)	35 (4.1)	847 (100.0)	
弘前	23 (%)	96 (12.4)			9 (1.2)	30 (3.9)	2 (0.3)	352 (45.6)	4 (0.5)	18 (2.3)	13 (1.7)	48 (6.2)	18 (2.3)	7 (0.9)	8 (1.0)	43 (5.6)	772 (100.0)	
	24 (%)	62 (9.2)			4 (0.6)		9 (1.3)	285 (42.4)	1 (0.1)	16 (2.4)	18 (2.7)	65 (9.7)	13 (1.9)	8 (1.0)	7 (1.0)	26 (3.9)	672 (100.0)	
八戸	23 (%)	107 (10.4)			43 (4.2)	52 (5.1)	9 (0.9)	351 (34.1)		18 (1.7)	23 (2.2)	82 (8.0)	14 (1.4)	32 (3.1)	10 (1.0)	69 (6.7)	1,029 (100.0)	
	24 (%)	94 (9.5)			50 (5.1)	15 (1.5)	12 (1.2)	370 (37.4)	5 (0.5)	39 (3.9)	23 (2.3)	61 (6.2)	19 (1.9)	30 (3.0)	16 (1.6)	59 (6.0)	990 (100.0)	
五所川原	23 (%)	24 (6.5)			14 (3.8)	44 (11.9)	3 (0.8)	171 (46.1)	16 (4.3)	6 (1.6)	7 (1.9)	29 (7.8)	6 (1.6)	9 (2.4)		9 (2.4)	371 (100.0)	
	24 (%)	22 (6.7)			11 (3.4)	3 (0.9)	5 (1.5)	138 (42.3)	19 (5.8)	11 (3.4)	13 (4.0)	12 (3.7)	4 (1.2)	2 (0.6)		13 (4.0)	326 (100.0)	
七戸	23 (%)	57 (11.8)			15 (3.5)	61 (14.1)		147 (34.0)	1 (0.2)	8 (1.9)	8 (1.9)	49 (11.3)	20 (4.6)	5 (1.2)	1 (0.2)	9 (2.1)	432 (100.0)	
	24 (%)	73 (11.5)			16 (2.5)	47 (7.4)	5 (0.8)	203 (32.0)	2 (0.3)	17 (2.7)	11 (1.7)	42 (6.6)	10 (1.6)	24 (3.8)	3 (0.5)	19 (3.0)	634 (100.0)	
むつ	23 (%)	31 (9.9)			12 (3.8)	40 (12.8)	1 (0.3)	82 (26.3)	3 (1.0)	5 (1.6)	7 (2.2)	25 (8.0)	6 (1.9)	3 (1.0)	1 (0.3)	43 (13.8)	312 (100.0)	
	24 (%)	29 (12.7)			6 (2.6)	8 (3.5)	1 (0.4)	83 (36.4)		6 (2.6)	1 (0.4)	19 (8.3)	2 (0.9)			29 (12.7)	228 (100.0)	
合計	23 (%)	435 (11.1)	1 (0.0)		102 (2.6)	1 (0.0)	256 (6.5)	17 (0.4)	1,451 (37.1)	28 (0.7)	90 (2.3)	72 (1.8)	355 (9.1)	80 (2.0)	72 (1.8)	41 (1.0)	220 (5.6)	3,912 (100.0)
	24 (%)	412 (11.1)	2 (0.1)		92 (2.5)		91 (2.5)	36 (1.0)	1,304 (35.3)	30 (0.8)	113 (3.1)	74 (2.0)	335 (9.1)	61 (1.6)	77 (2.1)	43 (1.2)	181 (4.9)	3,697 (100.0)

相談の経路別の受付状況は、図3のとおりである。家族・親戚からの相談が1,877件で最も多く、次いで警察・家裁からの相談が565件、都道府県からの相談が275件等となっている。

図3 経路別児童受付数

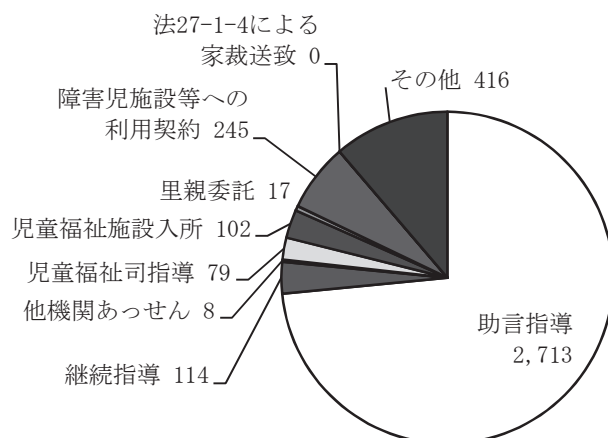


総数 3,705 件

※ 図1と図3の合計数に誤差が生じるのは、図1が年齢別の合計であるため年齢不明分が除かれていること、図3は男女別の合計であるため性別不明分が除かれていることによる。

平成24年度中に措置・処理した件数は3,694件である。助言指導で処理をしたものが2,713件で73.4%を占め、次いでそのほかが416件、障害児施設等への利用契約が245件、継続指導が114件等となっている。

図4 措置・処理の状況



総数 3,694 件

※ 図4の措置・処理件数の中には、24年度未処理のものは含まれていない。

ア 養護相談

養護相談に至った原因及び処理内容については表2のとおりである。主な原因としては、家族環境（虐待、経済的理由等）から生じた問題が93.0%（前年度比109.3%）を占めている。

表2 養護相談の理由別処理件数

処 理	理由別				家 族 環 境		その他	計
	家出	死亡	離婚	傷病	虐待	その他		
児童福祉施設入所				6	42	31	4	83
里親委託		1			4	10		15
面接指導	1	2	1	30	731	251	38	1,054
その他				1	65	34	4	104
計 (%)	1 (0.1)	3 (0.2)	1 (0.1)	37 (2.9)	842 (67.0)	326 (26.0)	46 (3.7)	1,256 (100.0)

※ 子ども虐待関係

表3 虐待相談処理（対応）件数

年度	児相						計
	中央	弘前	八戸	五所川原	七戸	むつ	
平成22年度	177 (15)	105 (5)	242	68	50	50	692 (20)
平成23年度	210 (1)	127 (2)	222	31	55	53 (1)	698 (4)
平成24年度	204	153 (4)	196	73	171 (2)	45	842 (6)

注：（ ）は電話相談再掲

図5 虐待相談処理件数の推移

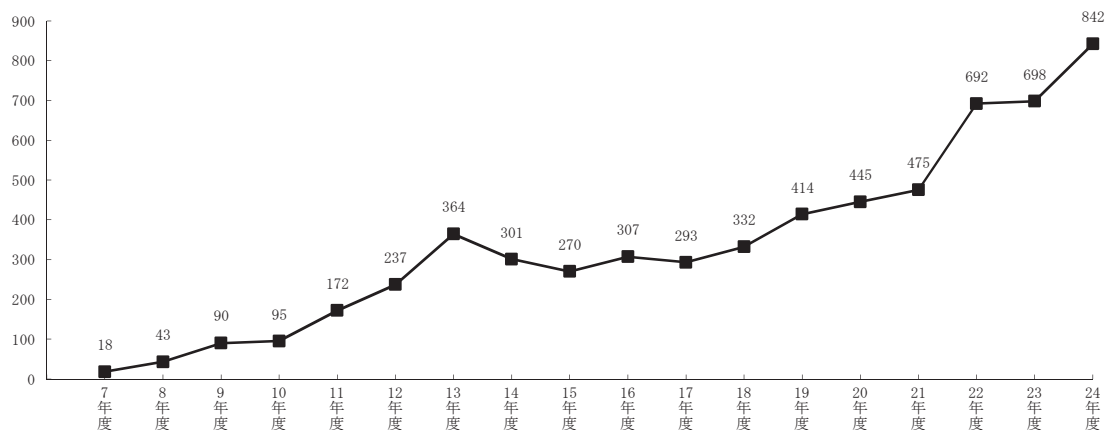


表4 虐待の内容

児相	虐待の内容		身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	保護の怠慢・拒否 (ネグレクト)	計
	年度						
中 央	22		52 (7)	5 (2)	110 (5)	10 (1)	177 (15)
	23		39	1	143	27 (1)	210 (1)
	24		45	3	136	20	204
弘 前	22		48 (5)		38	19	105 (5)
	23		53	2	48	24 (2)	127 (2)
	24		71 (1)	1 (1)	48	33 (2)	153 (4)
八 戸	22		85	9	56	92	242
	23		63	4	91	64	222
	24		64	2	99	31	196
五所川原	22		26		24	18	68
	23		4	1	13	13	31
	24		12		31	30	73
七 戸	22		25	3	6	16	50
	23		33		8	14	55
	24		64	4 (2)	35	68	171 (2)
む つ	22		9		23	18	50
	23		16		20	17 (1)	53 (1)
	24		11	3	17	14	45
計	22		245 (12)	17 (2)	257 (5)	173 (1)	692 (20)
	23		208	8	323	159 (4)	698 (4)
	24		267 (1)	13 (3)	366	196 (2)	842 (6)

注：() は電話相談の再掲

表5 被虐待児童の年齢別内訳（六児相合計）

年度	虐待の内容		身体的虐待				性的虐待				心理的虐待				保護の怠慢・拒否				合計			
	年齢	性別	男	女	不詳	小計	男	女	不詳	小計	男	女	不詳	小計	男	女	不詳	小計	男	女	不詳	合計
平成23年度	0～3歳未満		22	12		34				1	28	36		64	15	12		27	65	61		126
		3～学齢前児童	25	20		45		1		1	26	40		66	11(1)	17(1)		28(2)	62(1)	78(1)		140(2)
	小学生	52	37		89		1		1	59	56		115	26(1)	30(1)		56(2)	137(1)	124(1)		261(2)	
	中学生	15	15		30		2		2	30	24		54	14	23		37	59	64		123	
	高校生・その他	6	6		12		3			13	11		24	2	5		7	21	25		46	
	不詳													1	1		2	1	1		2	
	計	120	90		210		8		8	156	167		323	69(2)	88(2)		157(4)	345(2)	353(2)		698(4)	
平成24年度	0～3歳未満		22	23		45					45	33		78	21(1)	15(1)		36(1)	88(1)	71(1)		159(1)
		3～学齢前児童	27	20		47		1		1	49	35		84	29(1)	20(1)		49(1)	106(1)	75(1)		181(1)
	小学生	53	53		106		1	7(2)	8(2)	53	71	2	126	28	39		67	135	170(2)		307(2)	
	中学生	23	20		43		1(1)	2	3(1)	23	31		54	16	18		34	63(1)	71(1)		134(1)	
	高校生・その他	7	18(1)		25(1)		1		1	13	10		23	5	6		11	25	35(1)		60(1)	
	不詳				1																1	1
	計	132	134(1)	1	267(1)		3(1)	10(2)	13(3)	183	180	2	365	99(2)	98		197(2)	417(3)	422(3)		842(6)	

注：（ ）は電話相談の再掲

表6 虐待相談通告経路

年度	経路	家族	親	隣・知人	児童本人	福祉事務所	児童委員	保健所	医療機関	児童福祉施設	警察等	学校等	市町村	その他	虐待人(再掲)	計
平成23年度	中	11 (1)	3	26	2		1	2	6	3	144	5	3	4	4	210 (1)
	弘	13 (2)		21		6	1		6	3	51	17	1	8	1	127 (2)
	八	15	13	37	5	1	4		13	3	90	29	4	8	1	222
	五所川原	1		2						2	15	1	5	5		31
	七戸	7		6					2		21	10	5	4	3	55
平成24年度	む	7		8					1		22	7 (1)	5	3		53 (1)
	計	54 (3)	16	100	7	7	6	2	28	11	343	69 (1)	23	32	9	698 (4)
	中	2	1	31	3				2	2	149	4	4	6		204
	弘	26 (3)		25			2	2	5	7	59	15 (1)	8	4	1 (1)	153 (4)
	八	23		21	3				7	5	105	17	9	6	3	196
平成25年度	五所川原	6	2	2							54	6	1	2	3	73
	七戸	21 (2)	19	7	1	9			2	7	54	24	21	6	11 (1)	171 (2)
	む	2	3	1	1	1					21	3	9	4		45
	計	80 (5)	25	87	8	10	2	2	16	21	442	69 (1)	52	28	18 (2)	842 (6)

注：() は電話相談の再掲

表7 虐待者について

年度	虐待者 児相	実父	実父以外 の親	実母	実母以外 の親	祖父	祖母	兄弟	兄弟	義兄弟	親戚	その他	不詳	両親 (再掲)	計
		父	の親	母	の親	父	母								
平成23年度	中央	113	21	66 (1)	2							8		2	210 (1)
	弘前	55	12	46 (2)	2							12		4	127 (2)
	八戸	95	27	91	1	1	1	1					5		222
	五所川原	7	2	22											31
	七戸	15	2	34								3	1		55
平成24年度	つむ	18	3	23 (1)	3	5	1								53 (1)
	計	303	67	282 (4)	8	6	2	1				23	6	6	698 (4)
	中央	105	15	70								14		5	204
	弘前	73 (2)	10	60 (2)	1							9			153 (4)
	八戸	90	13	83	1	3	1			1		2	2		196
平成25年度	五所川原	27	1	44								1			73
	七戸	58	12 (1)	94	2 (1)	1	2					2		8	171 (2)
	つむ	20	1	15	6	3									45
	計	373 (2)	52 (1)	366 (2)	10 (1)	7	3				1	28	2	13	842 (6)

注：() は電話相談の再掲

表8 虐待相談処理状況

年度	処理 児相	助 言 指 導	継 続 指 導	他あ っ 機 せ 関 ん	児指 童 福 祉 司 導	児施 童 設 等 福 祉 所	里 親 委 託	そ の 他	計
平成 23 年 度	中 央	189 (1)	13		1	7			210 (1)
	弘 前	114 (2)	5		4	4			127 (2)
	八 戸	198			6	12	1	5	222
	五所川原	16	6		8			1	31
	七 戸	49	1			3		2	55
	む つ	43 (1)	6		3	1			53 (1)
	計	609 (4)	31		22	27	1	8	698 (4)
平成 24 年 度	中 央	180	3		1	13	1	6	204
	弘 前	145 (4)	3		3	1		1	153 (4)
	八 戸	157	2		15	14	3	5	196
	五所川原	57	8		4	4			73
	七 戸	150 (2)			6	8		7	171 (2)
	む つ	26			17	2			45
	計	715 (6)	16		46	42	4	19	842 (6)

注：（ ）は電話相談の再掲
 その他は、福祉事務所送致等

※ 家族再統合にかかる取り組み状況

表9 家族再統合の取り組みにかかる評価

	対 象 ケ ー ス	ケース数 (件)	対象ケース全体に占める割合
施設入所	家庭復帰したケース	12	13%
	親子関係や生活の改善が見られたケース	57	63%
	変化が見られなかったケース	22	24%
	計	91	100%
在宅	親子関係や生活の改善が見られたケース	35	92%
	変化が見られなかったケース	3	8%
	計	38	100%

表10 家族再統合ケース数

対象ケース		件数 (H24)				件数 (H23)			
		終了	進行中	中断	計	終了	進行中	中断	計
施設入所	法28条ケース	1	5		6		9		9
	家庭引き取り前提	11	27	2	40	10	27	4	41
	引き取り前提なし	4	36	5	45	3	28		31
在宅		26	11	1	38	21	9	1	31
計		42	79	8	129	34	73	5	112

※ 里親制度について

里親は、児童を一時的又は継続的に自分の家庭内に預かって養育することを希望する者であって、都道府県知事が適当と認定した者である。

里親制度は、家庭的環境に恵まれない児童を個人の家庭に預け、その温かい愛情と家庭的雰囲気の中で育てようとする制度である。

県内の委託状況は表11のとおりである。（前年度登録里親数 115、委託里子数 54）

表11 県内の里親・里子の状況

(平成25年3月末現在)

児 相	登録里親数	委 託 里 親		委託里子数
		実 数	委託率 (%)	
中 央	28	11	39.3	11
弘 前	18	6	33.3	8
八 戸	30	11	36.7	23
五 所 川 原	16	3	18.8	3
七 戸	17	10	58.8	8
む つ	10	2	20.0	2
計	119	43	36.1	55

※ 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）について

小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）とは、保護者のない児童又は保護者に監督させることが不相当であると認められる児童の養育に関し、相当の経験を有する者等の住居において複数の児童について養育を行う事業である。

県内の利用状況は表12のとおりである。

表12 小規模住居型児童養育事業の利用状況

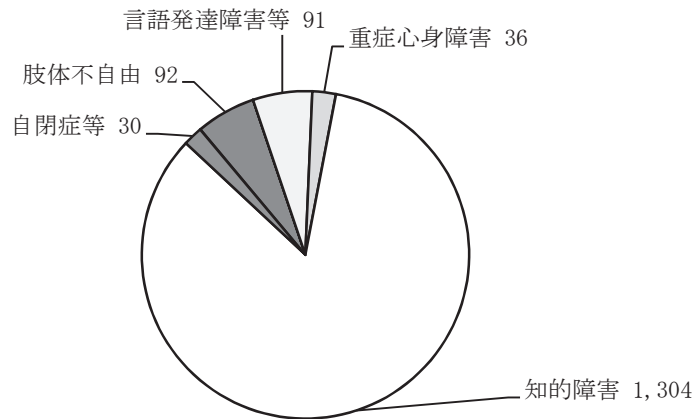
(平成25年3月末現在)

児 相	管内事業所数	定員	入所(年度中)		退所(年度中)		年度末在籍	
			措置人員	その他	措置人員	その他	措置人員	その他
中 央	1	6	1				4	
弘 前							1	
八 戸	2	12	5				9	
五 所 川 原								
七 戸							1	
む つ								
計	3	18	6				15	

イ 障害相談

障害相談は、件数・割合とも他の相談を圧倒しており、その中でも知的障害相談は障害相談の 84.0%を占めている。

図6 障害相談受付件数



総数 1,553 件

表13 障害児施設別利用状況

(平成25年4月1日現在)

施設種別 児相	福（知 祉型 的障 害児 入所 施設）	福（自 祉型 閉症 児入 所施 設）	福（盲 祉型 障害 児入 所施 設）	福（ろ う あ 児入 所施 設）	医（肢 療型 障害 児入 所施 設）	医（重 療型 症心 身障 害児 入所 施設）	指（重 定症 心身 障 害児 機 関）	合 計
中 央	11				1	2	2	16
弘 前	22						7	29
八 戸	31				15	5	3	54
五所川原	18				4	3	2	27
七 戸	26				4	2	1	33
む つ	22				4			26
合 計	130				28	12	15	185

ウ 非行相談

非行相談は前年度より25件の増加となっており、「家出・浮浪」及び「窃盗」が多くを占める傾向は前年度と同様である。なお、これらの件数は主たる問題行動の内容を1件として計上しており、通常は問題行動の内容が複数であることが多い。

図7 非行相談の受付件数の推移

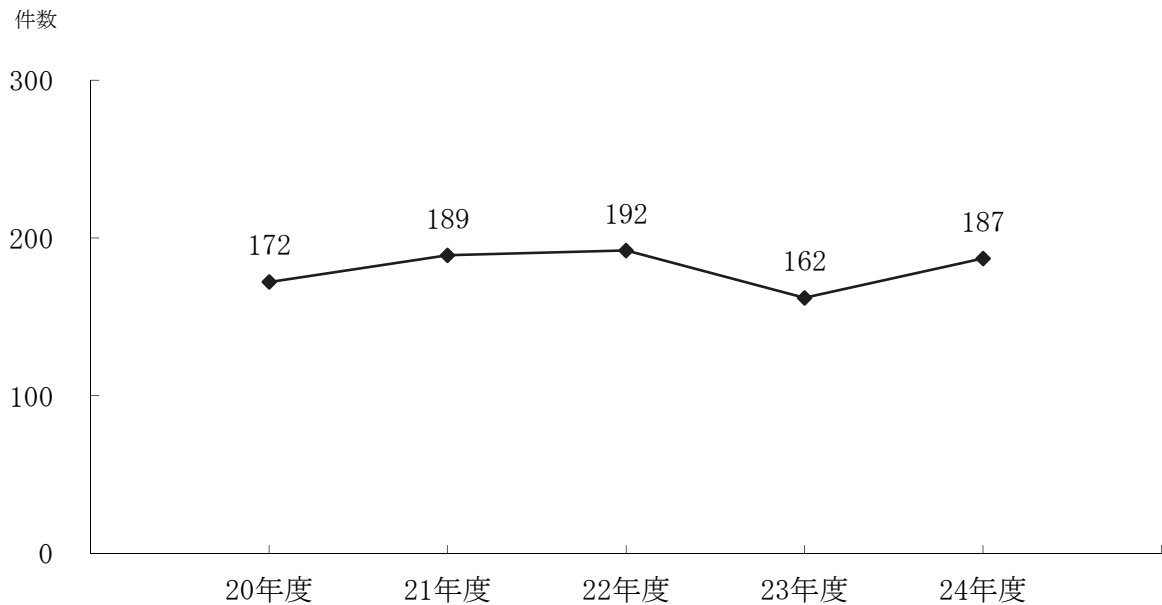


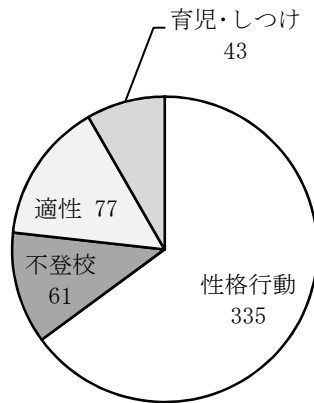
表14 非行相談の問題行動別処理件数

問題行動別 処 理	ぐ 犯 行 為 等 相 談								触 法 行 為 等 相 談				計
	暴 力	虚 言 癖	浪 費 癖	家 出 ・ 浮 浪	自 家 金 銭 持 出	シ ン ナ ー 等 吸 引	性 的 逸 脱	そ の 他	窃 盗	傷 害 ・ 恐 か つ	放 火 ・ 弄 火	そ の 他	
児童福祉施設入所	1			3	2		1		1	2	1	2	13
面 接 指 導	15			32	12		9	25	43	2		4	142
そ の 他	2			3	1		3	1	5	3	1	4	23
計	18			38	15		13	26	49	7	2	10	178

エ 育成相談

育成相談の相談内容による受付状況は図8のとおりで、前年度の548件に比べ32件減少している。性格行動相談335件（前年度 355件）、不登校相談61件（前年度 80件）と減少しており、適性相談77件（前年度 72件）、育児・しつけ相談43件（前年度 41件）と増加している。

図8 育成相談受付件数



相談件数 516 件

図9 不登校相談の推移

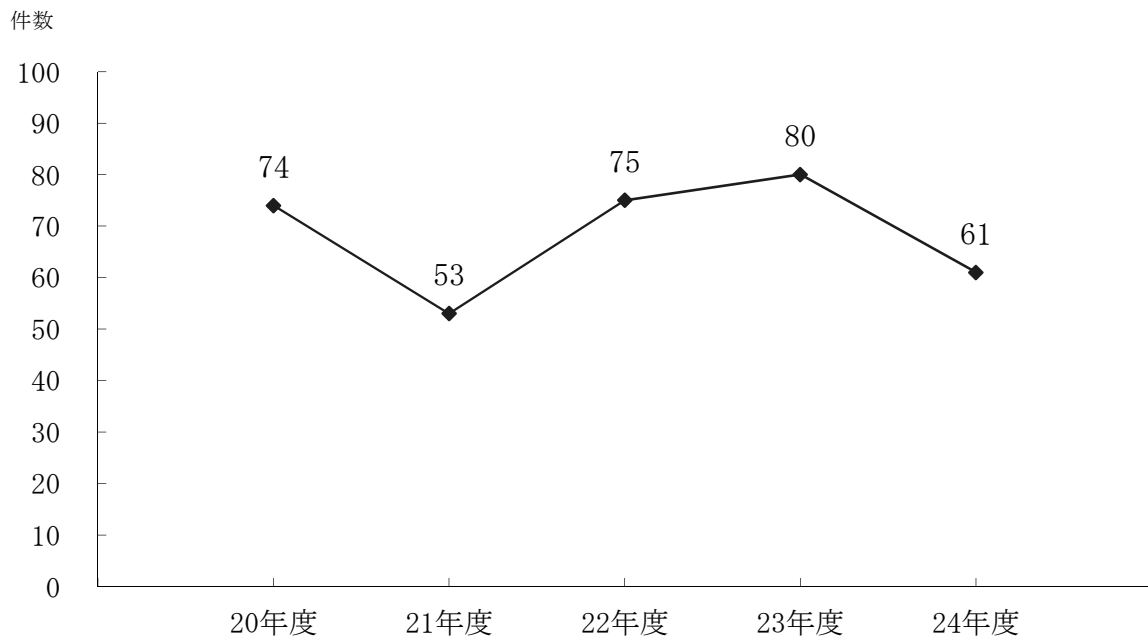


表15 不登校相談受付件数

児相 \ 年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
中央	21	11	15	16	13
弘前	10	8	13	18	13
八戸	17	16	19	14	19
五所川原	8	9	11	6	4
七戸	14	5	11	20	10
むつ	4	4	6	6	2
合計	74	53	75	80	61

※ 不登校相談について

平成24年度の不登校相談受付件数は、前年度と比べ 19件減少している。

表16 不登校相談処理状況

児相 \ 処理	助言指導	継続指導	福祉司指導	施設入所	その他	計
中央	13					13
弘前	12			1		13
八戸	19			1	1	21
五所川原	4					4
七戸	11					11
むつ	2					2
合計	61			2	1	64

2. 判 定 業 務

相談判定件数は表17のとおり1,286件で、前年度に比べ96件減少（前年度比 93.1%）しており、相談件数に対する判定実施の割合も、34.7%（前年度 35.3%）で、前年度に比べ0.6ポイント減少している。判定件数を相談種別で見ると、障害相談に関するもの、養護相談に関するもの、育成相談に関するものの順になっている。

医学的・心理診断指導については、表18のとおりである。医学的診断指導では前年度に比べ126件増加、心理診断指導では880件減少となっている。

表17 相談種別別判定件数

相談種類	児 相							計
	中 央	弘 前	八 戸	五所川原	七 戸	む つ		
養 護	42	14	29	28	54	15	182	
保 健								
肢 体 不 自 由								
視 聴 覚 障 害								
言語発達障害等	22	1	3	30	31	8	95	
重症心身障害	1						1	
知 的 障 害	156	189	173	73	130	54	775	
自 閉 症 等	1		2	10	1		14	
ぐ 犯 行 為 等		5	7	5		3	20	
触 法 行 為 等	2	6	6	8	9	2	33	
性 格 行 動	26	27	14	3	7	8	85	
不 登 校		2		1	5		8	
適 性	8	8	31	2	21		70	
育 児 ・ し つ け								
そ の 他	3						3	
計	261	252	265	160	258	90	1,286	

表18 医学的・心理検査状況

	検査 対象者	医学的診断指導				心理診断指導					
		診 指 導	医 学 的 検 査	そ の 他	計	知 能 検 査	発 達 検 査	人 格 検 査	そ の 他 の 検 査	面 接 ・ 観 察 ・ 指 導	計
中 央	児 童	74	110	130	314	194	243	33	7	303	780
	保 護 者	90			90					241	241
	そ の 他	30			30					110	110
弘 前	児 童	84			84	188	154	65	17	319	743
	保 護 者	92			92				1	228	229
	そ の 他	14			14					59	59
八 戸	児 童	114			114	205	94	84	12	321	716
	保 護 者	120			120					232	232
	そ の 他	19			19					83	83
五 所 川 原	児 童	47			47	121	38	52	44	180	435
	保 護 者	51			51					149	149
	そ の 他	3			3					35	35
七 戸	児 童	47			47	138	94	39	6	199	476
	保 護 者	56			56					163	163
	そ の 他	2			2					59	59
む つ	児 童	15			15	71	72	36	10	121	310
	保 護 者	21			21					101	101
	そ の 他	5			5					82	82
合 計	児 童	381	110	130	621	917	695	309	96	1,443	3,460
	保 護 者	430			430				1	1,114	1,115
	そ の 他	73			73					428	428
	計	884	110	130	1,124	917	695	309	97	2,985	5,003

図10 判定件数の推移

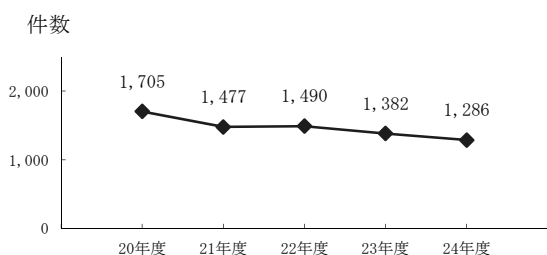


図11 医学的診断指導件数の推移

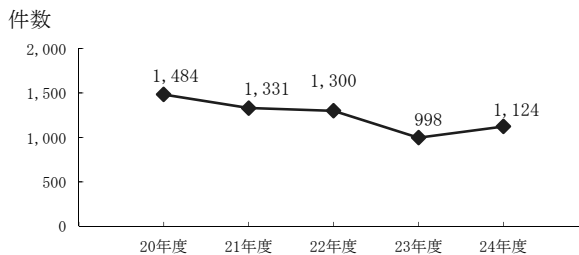


図12 心理診断指導件数の推移

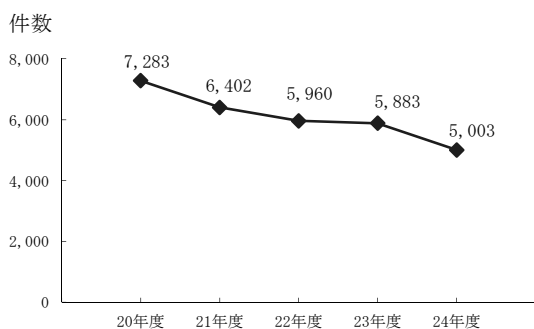


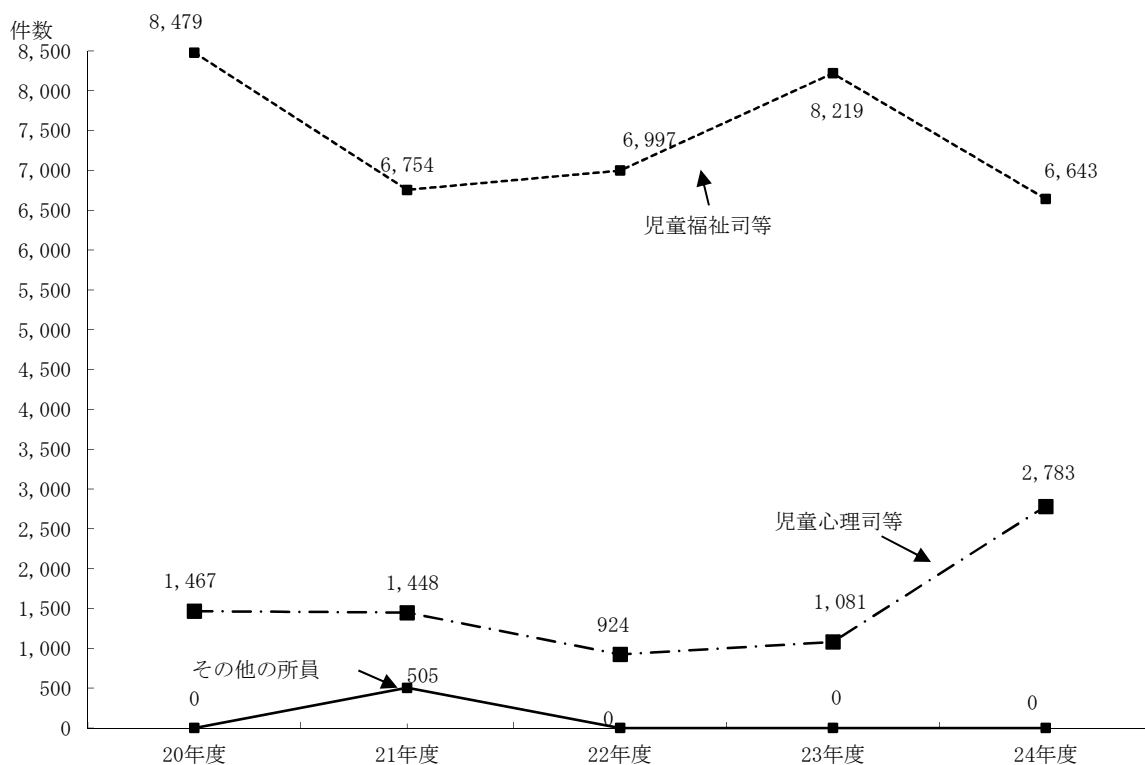
表19 判定書（証明書等）等の交付状況

内 容	児 相						合 計
	中 央	弘 前	八 戸	五所川原	七 戸	む つ	
特別児童扶養手当診断書	18	11	33	39	20	5	126
愛 護 手 帳	135	198	188	71	86	63	741
障 害 児 保 育 意 見 書	5		8	3	15		31
そ の 他 (福祉手当・障害証明書等)	39	38	58	41	23	4	203
合 計	197	247	287	154	144	72	1,101

表20 心理療法・カウンセリングの状況

対 象 別		心理療法・カウンセリングの状況			
		医 師	児 童 心 理 司 等	児 童 福 祉 司 等	そ の 他 の 所 員
六 児 相 合 計	児 童		1,045	956	
	保 護 者	8	351	2,484	
	そ の 他	2	1,387	3,203	
	計	10	2,783	6,643	

図13 心理療法・カウンセリングの推移（医師を除く）



3. 一時保護業務

(1) 県内児童相談所の一時的保護の状況

ア 実人員及び延人員

平成24年度に県内六児童相談所で一時保護（保護委託を含む。）した児童の実人員の総数は190人であり、前年度と同数となっている。個別に見ると、「中央児相の一時保護」は、八戸で1人、五所川原で3人、むつで3人の増であるが、中央で8人、弘前で13人、七戸で5人の減であった。「所内保護」では、七戸が1人の増、弘前が1人の減であった。「保護委託」では、中央で1人、八戸で3人、五所川原で8人、七戸で10人、むつで4人の増であるが、弘前で7人の減であった。

また、延人員の総数は4,084人であり、前年度と比べ1,067人減少している。これは、主に中央及び弘前児童相談所の延人員が大幅に減少したことによるものである。

表21 一時保護の状況（六児相）

（単位：人）

区分 年度	児相別	保護の内容	実人員	延人員
23 年 度	中 央	中央児相の一時保護（昼間分を除く）	38	1,141
		昼間一時保護		
		保護委託	20	430
		計	58	1,571
	弘 前	中央児相の一時保護	20	594
		所内保護	2	2
		保護委託	13	254
		計	35	850
	八 戸	中央児相の一時保護	26	744
		所内保護	8	10
		保護委託	26	689
		計	60	1,443
	五所川原	中央児相の一時保護	2	23
		所内保護		
		保護委託	5	83
		計	7	106
	七 戸	中央児相の一時保護	17	559
		所内保護		
		保護委託	6	368
		計	23	927
	む つ	中央児相の一時保護	6	248
		所内保護		
		保護委託	1	6
		計	7	254
合 計	中央児相の一時保護（昼間分を除く）	109	3,309	
	所内保護（中央昼間分含む）	10	12	
	保護委託	71	1,830	
	計	190	5,151	
24 年 度	中 央	中央児相の一時保護（昼間分を除く）	30	772
		昼間一時保護		
		保護委託	21	268
		計	51	1,040
	弘 前	中央児相の一時保護	7	228
		所内保護	1	1
		保護委託	6	102
		計	14	331
	八 戸	中央児相の一時保護	27	821
		所内保護	8	8
		保護委託	29	452
		計	64	1,281
	五所川原	中央児相の一時保護	5	135
		所内保護		
		保護委託	13	250
		計	18	385
	七 戸	中央児相の一時保護	12	489
		所内保護	1	1
		保護委託	16	229
		計	29	719
	む つ	中央児相の一時保護	9	285
		所内保護		
		保護委託	5	43
		計	14	328
合 計	中央児相の一時保護（昼間分を除く）	90	2,730	
	所内保護（中央昼間分含む）	10	10	
	保護委託	90	1,344	
	計	190	4,084	

イ 相談種類別一時保護児童数

平成24年度に一時保護（保護委託含む。）した児童の相談種類別の実人員は、養護（児童虐待）が114人（60.0%）と最も多く、次いで非行の36人（18.9%）、養護（その他）の25人（13.2%）、育成の13人（6.8%）、保健・その他の2人（1.1%）となっており、養護が合計で139人（73.2%）と全体の約7割を占めている。前年度と比べ、養護（児童虐待）が39人増、養護（その他）が31人減、非行が6人減、育成が4人減、保健・その他が2人増となっている。

延人員では、養護（児童虐待）が2,392人（58.6%）、非行が808人（19.8%）、育成が484人（11.9%）、養護（その他）が379人（9.3%）、保健・その他が21人（0.5%）の順になっており、養護が合計で2,771人（67.9%）と全体の約7割を占めている。

表22 相談種類別一時保護児童数

（単位：人）

区分 年度	児相別	人員	養 護			障 害 (言語障害・ 知的障害等)	非 行 (ぐ犯行為・ 触法行為等)	育 成 (性格行動・ 不登校等)	保 健・ その他	合 計
			児童虐待	その他	小 計					
23 年 度	中 央	実人員	21	24	45		12	1		58
		延人員	885	462	1,347		191	33		1,571
	弘 前	実人員	11	12	23		7	5		35
		延人員	298	247	545		171	134		850
	八 戸	実人員	35	10	45		10	5		60
		延人員	854	355	1,209		148	86		1,443
	五所川原	実人員	2	2	4		3			7
		延人員	20	58	78		28			106
	七 戸	実人員	6	6	12		7	4		23
		延人員	411	125	536		260	131		927
	む つ	実人員		2	2		3	2		7
		延人員		65	65		114	75		254
	合 計	実人員	75	56	131		42	17		190
		延人員	2,468	1,312	3,780		912	459		5,151
24 年 度	中 央	実人員	28	13	41		6	4		51
		延人員	608	198	806		62	172		1,040
	弘 前	実人員	7	1	8		1	3	2	14
		延人員	144	16	160		61	89	21	331
	八 戸	実人員	45	4	49		13	2		64
		延人員	839	38	877		302	102		1,281
	五所川原	実人員	7	2	9		9			18
		延人員	185	20	205		180			385
	七 戸	実人員	25	1	26		2	1		29
		延人員	567	36	603		56	60		719
	む つ	実人員	2	4	6		5	3		14
		延人員	49	71	120		147	61		328
	合 計	実人員	114	25	139		36	13	2	190
		延人員	2,392	379	2,771		808	484	21	4,084

(2) 中央児童相談所の一時保護所（集中管理）の状況

ア 実人員及び延人員等

平成24年度に中央児童相談所に一時保護した児童の実人員は、県内六児童相談所合わせて90人であり、前年度と比べて19人減少している。個別に見ると、中央が8人、弘前が13人、七戸が5人の減、八戸が1人、五所川原が3人、むつが3人の増となっている。

延人員では県内六児童相談所で2,730人であり、前年度と比べて579人減少している。個別に見ると、中央（昼間一時保護を除く。）が369人、弘前が366人、七戸が70人の減、八戸が77人、五所川原が112人、むつが37人の増となっている。

一日平均の一時保護人員は7.5人（前年度比 1.6人減）、一人平均の一時保護日数は30.3日（前年度比 0.1日減）となっている。

イ 相談種別別保護児童数

平成24年度に一時保護した児童の相談種別別の実人員は、養護が52人（57.8% [児童虐待は42人（46.7%）、その他は10人（11.1%）]）、非行が27人（30.0%）、育成が11人（12.2%）の順となっている。また、延人員では、養護が1,498人（54.9% [児童虐待は1,242人（45.5%）、その他は256人（9.4%）]）、非行が753人（27.6%）、育成が479人（17.5%）の順となっている。

実人員では、前年度と比べ19人減となっているが、個別に見ると養護が9人、非行が5人、育成が5人の減となっている。

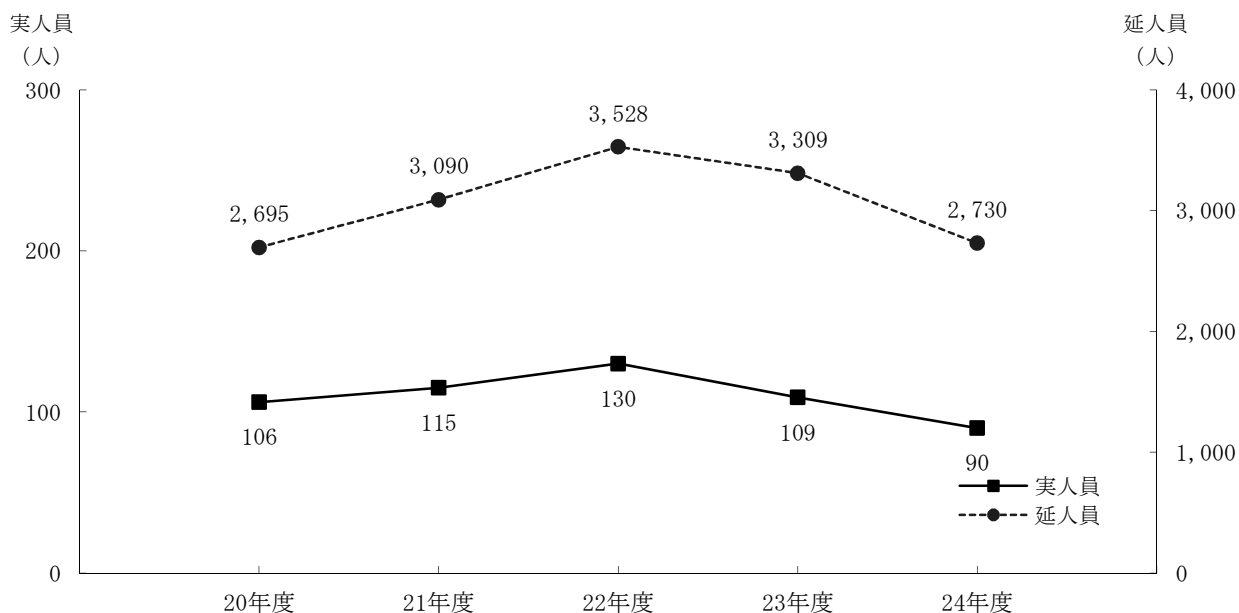
延人員では、前年度と比べ579人減少しており、養護が498人、非行が102人の減、育成が21人の増となっている。

表23 中央児童相談所一時保護所の一時保護状況

(単位：人) (単位：日)

区分 年度	児相別	人員		養護		障害				非行			育成			合計	1日平均 保護人員	1人平均 保護日数		
		実人員	小計	児童虐待	その他	小計	肢体不自由	言語聴覚障害	知的障害	自閉症	小計	＜犯行為等＞	触法行為等	小計	性格行動				不登校	しつけ
23 年 度	中 央 (昼間一保分除く)	実人員	14	13	27						6	4	10	1				38	3.1	30.0
		延人員	582	341	923						80	105	185	33				1,141		
	弘 前	実人員	6	6	12						2	2	4	3	1			20	1.6	29.7
		延人員	173	156	329						72	60	132	101	32			594		
	八 戸	実人員	12	2	14						6	1	7	5				26	2.0	28.6
		延人員	406	108	514						118	26	144	86				744		
	五所川原	実人員	1		1						1		1					2	0.1	11.5
		延人員	3		3						20		20					23		
	七 戸	実人員	3	3	6						5	2	7	3	1			17	1.5	32.9
		延人員	99	69	168						203	57	260	63	68			559		
	む つ	実人員		1	1						2	1	3	2				6	0.7	41.3
		延人員		59	59						63	51	114	75				248		
小 計	実人員	36	25	61						22	10	32	14	2			109	9.1	30.4	
	延人員	1,263	733	1,996						556	299	855	358	100			3,309			
中 央 (昼間一保分)	実人員																	-	-	
	延人員																			
合 計	実人員	36	25	61						22	10	32	14	2			109	9.1	30.4	
	延人員	1,263	733	1,996						556	299	855	358	100			3,309			
24 年 度	中 央 (昼間一保分除く)	実人員	16	5	21					5		5	4				30	2.1	25.7	
		延人員	399	140	539						61		61	172						772
	弘 前	実人員	3	1	4								1	1	1			7	0.6	32.6
		延人員	63	16	79								61	48	40			228		
	八 戸	実人員	14	1	15						5	5	10	1	1			27	2.2	30.4
		延人員	396	25	421						158	140	298	56	46			821		
	五所川原	実人員									3	2	5					5	0.4	27.0
		延人員									90	45	135					135		
	七 戸	実人員	8	1	9						1	1	2	1				12	1.3	40.8
		延人員	337	36	373						9	47	56	60				489		
	む つ	実人員	1	2	3						2	2	4	2				9	0.8	31.7
		延人員	47	39	86						69	73	142	57				285		
小 計	実人員	42	10	52						16	11	27	9	2			90	7.5	30.3	
	延人員	1,242	256	1,498						387	366	753	393	86			2,730			
中 央 (昼間一保分)	実人員																	-	-	
	延人員																			
合 計	実人員	42	10	52						16	11	27	9	2			90	7.5	30.3	
	延人員	1,242	256	1,498						387	366	753	393	86			2,730			

図14 中央児童相談所一時保護所の一時保護児童の推移



ウ 日数別一時保護児童数

平成24年度の日数別一時保護児童数は、22日以上が63人（70.0%、前年度比 5人減）と最も多く、次いで、1から3日及び15から21日が10人（11.1%、前年度比（1から3日）2人減、前年度比（15から21日）9人減）となっている。

2週間を超えるものは73人（81.1%）と前年度と比べて14人減少している。また、2ヶ月を超えて一時保護された児童数は3人であった。

表24 日数別一時保護児童数

(単位：人)

区分 年度	児 相 別	1から3日	4から7日	8から14日	15から21日	22日以上	合 計
23 年 度	中央(昼間一保分除く)	8	3	1	4	22	38
	弘 前	1		1	3	15	20
	八 戸	1		2	8	15	26
	五 所 川 原	1			1		2
	七 戸			3	3	11	17
	む つ	1				5	6
	小 計	12	3	7	19	68	109
	中 央 (昼 間 一 保 分)						
24 年 度	合 計	12	3	7	19	68	109
	中央(昼間一保分除く)	8	2	3	2	15	30
	弘 前		1		2	4	7
	八 戸				6	21	27
	五 所 川 原	1				4	5
	七 戸			1		11	12
	む つ	1				8	9
	小 計	10	3	4	10	63	90
中 央 (昼 間 一 保 分)							
合 計	10	3	4	10	63	90	

エ 学年別一時保護児童数

平成24年度の学年別一時保護児童数は、小学生が49人（54.4%、前年度比 16人増）と最も多い。次いで、中学生が31人（34.4%、前年度比 1人減）、高校生その他が6人（6.7%、前年度比 34人減）、就学前が4人（4.4%、前年度同数）の順となっている。

表25 学年別一時保護児童数

(単位：人)

区分 年度	児 相 別	人 員	就学前	小 学 生				中 学 生				高校生 その他	合 計	
				1・2 年 生	3・4 年 生	5・6 年 生	小 計	1年生	2年生	3年生	小 計			
23 年 度	中 央 (昼間一保分除く)	実人員	2	3	4	2	9	5	5	5	15	12	38	
		延人員	97	178	65	99	342	171	135	81	387	315	1,141	
	弘 前	実人員	1		1	3	4			4		4	11	20
		延人員	24		22	120	142			96		96	332	594
	八 戸	実人員	1	3	3	7	13		3	4	1	8	4	26
		延人員	61	73	70	178	321	151	90	25	266	96	744	
	五 所 川 原	実人員									1	1	1	2
		延人員									20	20	3	23
	七 戸	実人員		1	1	2	4		1	2		3	10	17
		延人員		15	43	52	110	43	116		159	290	559	
む つ	実人員			2	1	3			1		1	2	6	
	延人員			96	51	147			60		60	41	248	
小 計	実人員	4	7	11	15	33		9	16	7	32	40	109	
	延人員	182	266	296	500	1,062	365	497	126	988	1,077	3,309		
中 央 (昼間一保分)	実人員													
	延人員													
合 計	実人員	4	7	11	15	33		9	16	7	32	40	109	
	延人員	182	266	296	500	1,062	365	497	126	988	1,077	3,309		
24 年 度	中 央 (昼間一保分除く)	実人員	3	5	6	3	14	3	3	4	10	3	30	
		延人員	92	156	83	115	354	43	133	101	277	49	772	
	弘 前	実人員		1	2	1	4		1	2		3		7
		延人員		16	57	39	112	7	109		116		228	
	八 戸	実人員	1	3	7	9	19		1	5	1	7		27
		延人員	41	59	223	284	566	24	140	50	214		821	
	五 所 川 原	実人員							1	2		3	2	5
		延人員							23	65		88	47	135
	七 戸	実人員		2	3	2	7		1	3		4	1	12
		延人員		89	139	89	317	60	82		142	30	489	
む つ	実人員		1	2	2	5		1	2	1	4		9	
	延人員		34	70	72	176	22	84	3	109		285		
小 計	実人員	4	12	20	17	49		8	17	6	31	6	90	
	延人員	133	354	572	599	1,525	179	613	154	946	126	2,730		
中 央 (昼間一保分)	実人員													
	延人員													
合 計	実人員	4	12	20	17	49		8	17	6	31	6	90	
	延人員	133	354	572	599	1,525	179	613	154	946	126	2,730		

オ 一時保護児童の退所先

平成24年度の一時保護児童の退所先のうち、家庭引取が42人（46.7%、前年度比 6人減）と最も多かった。

次いで児童養護施設が21人（23.3%、前年度比 1人減）、その他（里親委託、児童養護施設への一時保護委託など）が14人（15.6%、前年度比 9人減）、児童自立支援施設が8人（8.9%、前年度比 1人減）、情緒障害児短期治療施設が3人（3.3%、前年度比 1人増）、福祉型障害児入所施設（知的障害児）が2人（2.2%、前年度比 2人減）の順となっている。

表26 一時保護児童の退所先の状況

(単位：人)

区分 年度	児 相 別	家庭引取	児童養護 施 設	児童自立 支援施設	福祉型障害 児入所施設 (知的障害児)	情緒障害 児短期治 療 施 設	家裁送致	そ の 他	合 計
23 年 度	中央(昼間一保分除く)	20	8	5				5	38
	弘 前	7	8		1			4	20
	八 戸	8	3	2		1	1	11	26
	五 所 川 原	2							2
	七 戸	8	1	2	3			3	17
	む つ	3	2			1			6
	小 計	48	22	9	4	2	1	23	109
	中 央 (昼 間 一 保 分)								
	合 計	48	22	9	4	2	1	23	109
24 年 度	中央(昼間一保分除く)	15	4			2		9	30
	弘 前	2	5						7
	八 戸	13	4	5	1	1		3	27
	五 所 川 原	1	2	1				1	5
	七 戸	10	2						12
	む つ	1	4	2	1			1	9
	小 計	42	21	8	2	3		14	90
	中 央 (昼 間 一 保 分)								
	合 計	42	21	8	2	3		14	90

カ 無断外出の状況

平成24年度の無断外出は1件（前年度比 8件減）であり、実人員は1人（前年度比 14人減）、延人員は4人（前年度比 17人減）となっている。

(3) 県内児童相談所の委託一時保護の状況

ア 相談種類別委託一時保護の状況

平成24年度に県内六児童相談所で委託一時保護した児童の実人員の総数は90人で、前年度と比べ19人増となっている。内訳を見ると、養護（児童虐待）が66人（73.3%、前年度比 33人増）、養護（その他）が14人（15.6%、前年度比 14人減）、非行が7人（7.8%、前年度比 2人減）、保健・その他が2人（2.2%、前年度比 2人増）、育成が1人（1.1%、前年度同数）の順となっている。

延人員の総数は1,344人で、前年度と比べ486人減となっている。内訳を見ると、養護（児童虐待）が1,144人（85.1%、前年度比 54人減）、養護（その他）が122人（9.1%、前年度比 453人減）、非行が53人（3.9%、前年度比 3人減）、保健・その他が21人（1.6%、前年度比 21人増）、育成が4人（0.3%、前年度比 3人増）の順となっている。

1人平均保護日数（延人員÷実人員）は14.9日で、前年度と比べて10.9日減となっている。

表27 相談種類別委託一時保護児童数

(単位：人)

区分 年度	児相別	人員	養 護			障 害	非 行	育 成	保健・ その他	合 計
			児童虐待	その他	小 計					
23 年 度	中 央	実人員	7	11	18		2			20
		延人員	303	121	424		6			430
	弘 前	実人員	5	4	9		3	1		13
		延人員	125	89	214		39	1		254
	八 戸	実人員	17	7	24		2			26
		延人員	441	245	686		3			689
	五所川原	実人員	1	2	3		2			5
		延人員	17	58	75		8			83
	七 戸	実人員	3	3	6					6
		延人員	312	56	368					368
	む つ	実人員		1	1					1
		延人員		6	6					6
	合 計	実人員	33	28	61		9	1		71
		延人員	1,198	575	1,773		56	1		1,830
24 年 度	中 央	実人員	12	8	20		1			21
		延人員	209	58	267		1			268
	弘 前	実人員	4		4				2	6
		延人員	81		81				21	102
	八 戸	実人員	26	2	28		1			29
		延人員	438	12	450		2			452
	五所川原	実人員	7	2	9		4			13
		延人員	185	20	205		45			250
	七 戸	実人員	16		16					16
		延人員	229		229					229
	む つ	実人員	1	2	3		1	1		5
		延人員	2	32	34		5	4		43
	合 計	実人員	66	14	80		7	1	2	90
		延人員	1,144	122	1,266		53	4	21	1,344

イ 委託先別委託一時保護の状況

平成24年度の委託先は、実人員総数90人のうち児童福祉施設が79人（87.8%、前年度比26人増）、里親が7人（7.8%、前年度比3人減）、警察が3人（3.3%、前年度比1人減）、病院が1人（1.1%、前年度比2人減）の順となっている。

延人員の総数は1,344人で、児童福祉施設が1,281人（95.3%、前年度比330人減）、里親が46人（3.4%、前年度比74人減）、病院が13人（1.0%、前年度比75人減）、警察が4人（0.3%、前年度比2人減）の順となっている。

また、児童福祉施設の1人平均保護日数（延人員÷実人員）は16.2日で、前年度と比べて14.2日減となっている。

表28 委託先別委託一時保護の状況

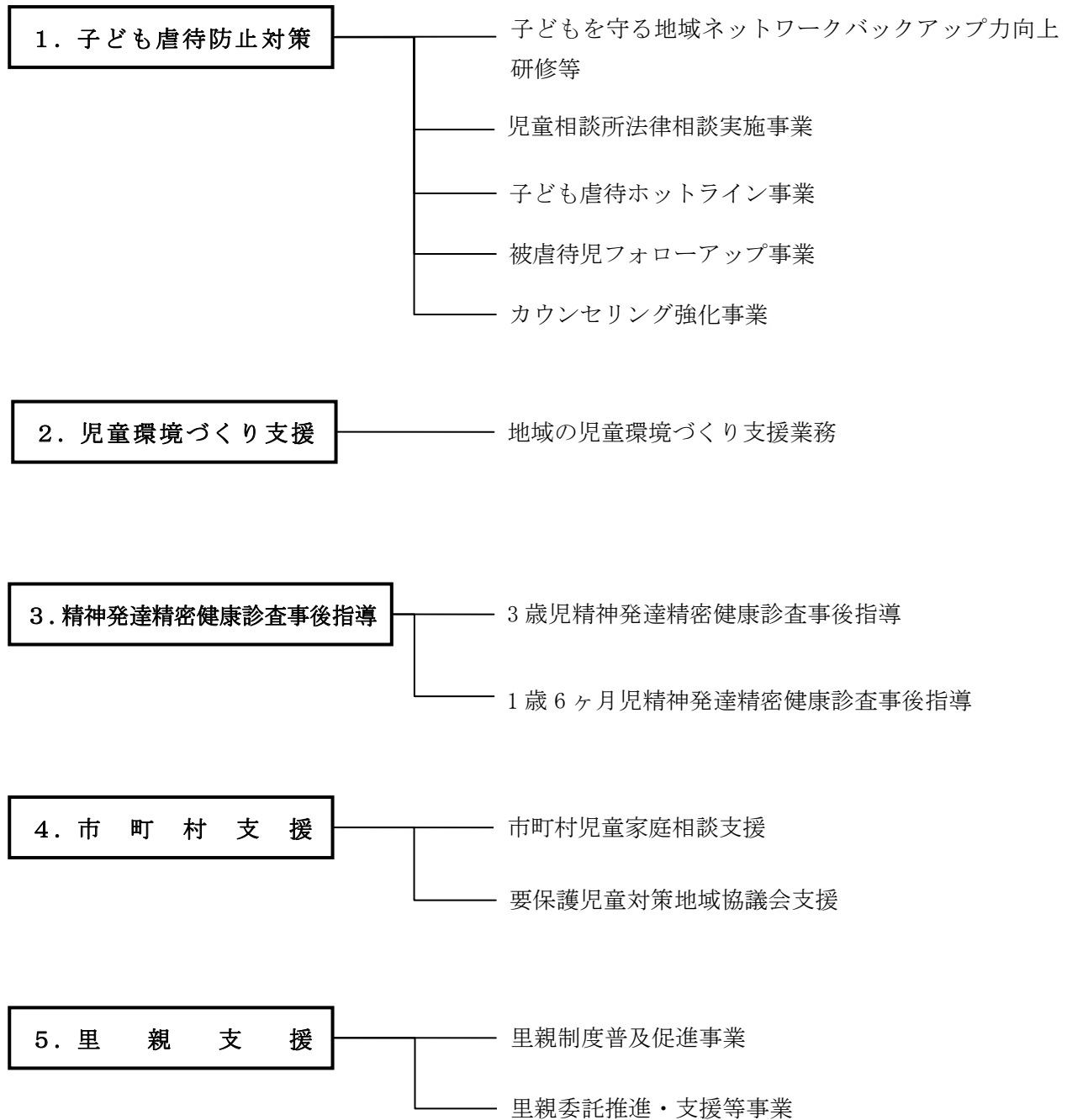
(単位：人)

区分 年度	児相別	人員	児童福祉 施設	病 院	里 親	警 察	そ の 他	合 計
23 年 度	中 央	実人員	12	2	4	1	1	20
		延人員	356	54	14	1	5	430
	弘 前	実人員	12	1				13
		延人員	220	34				254
	八 戸	実人員	20		4	2		26
		延人員	592		94	3		689
	五所川原	実人員	3		1	1		5
		延人員	75		6	2		83
	七 戸	実人員	6					6
		延人員	368					368
	む つ	実人員			1			1
		延人員			6			6
	合 計	実人員	53	3	10	4	1	71
		延人員	1,611	88	120	6	5	1,830
24 年 度	中 央	実人員	17		3	1		21
		延人員	254		13	1		268
	弘 前	実人員	6					6
		延人員	102					102
	八 戸	実人員	26		2	1		29
		延人員	438		12	2		452
	五所川原	実人員	11	1		1		13
		延人員	236	13		1		250
	七 戸	実人員	16					16
		延人員	229					229
	む つ	実人員	3		2			5
		延人員	22		21			43
	合 計	実人員	79	1	7	3		90
		延人員	1,281	13	46	4		1,344

第3 児童相談所の事業

県内の児童相談所は、地域の必要に応じて、児童の健やかな育成及び家庭・地域における児童養育を支援するための各種援助活動や第一義的な児童家庭相談窓口である市町村への後方支援等を行っている。

事業の概要を総括すると、下図のようになる。



1. 子ども虐待防止対策

(1) 子どもを守る地域ネットワークバックアップ力向上研修等

平成 17 年 4 月に改正児童福祉法が施行され、住民に身近な市町村が児童家庭相談の第一義的な窓口となり、児童虐待の未然防止・早期発見を中心に積極的な取組を進めること、児童相談所は専門的な知識及び技術を必要とするケースへの対応や市町村の後方支援を行うこととなった。

地域の子どもたちを守るためには、市町村と児童相談所それぞれが本来果たすべき役割を果たすとともに、適切に連携できる仕組みを構築する必要があることから、青森県健康福祉部こどもみらい課が主催する「子どもを守る地域ネットワークバックアップ力向上研修」等に市町村とともに参画した。

なお、平成 24 年 3 月には、県において、市町村と児童相談所の役割分担・連携のあり方、連携モデル等を定めた「市町村と児童相談所の機関連携対応方針」を策定している。

(2) 児童相談所法律相談実施事業

保護者が自らの虐待行為を認めない場合の法的介入、又は処遇に当たり法的手続き上専門的な助言を必要とする場合などにおいて、迅速かつ適切な対応ができるよう、各児童相談所における相談担当弁護士を確保することにより、相談体制の強化を図っている。

児 相	相談回数	内 容
中 央	2	・児童福祉法第 28 条の規定による申し立てについて ・円滑な就籍をするための法的手続きについて
弘 前	1	・法 28 条第 1 項による審判申し立ての可否及び申し立ての際の書類について
八 戸	3	・児童福祉法第 28 条による申し立てについて

< 参 考 >

児童福祉法第 28 条（親権者等の意に反する場合の家庭裁判所の承認による施設入所等の措置）及び法第 29 条（立入調査）又は児童虐待の防止等に関する法律第 9 条第 1 項（立入調査等）の適用件数

（平成 24 年度実績）

児 相	28 条適用	29 条適用	9 条 1 項適用
中央児童相談所			1
弘前児童相談所	1		
八戸児童相談所	3		
五所川原児童相談所			
七戸児童相談所			
むつ児童相談所			

(3) 子ども虐待ホットライン事業

子どもへの虐待に関する通告・通報を受けるホットライン（フリーダイヤル）を各児童相談所に設置し、虐待の防止と早期発見・早期対応を図ることを目的としている。

表 29 通告者別（相談者別）受付状況

通告者	家族	警察	学校	本人	福祉事務所	市町村	近隣	保健所	医療機関	民生委員	児童福祉施設	親戚	その他	合計
件数	14		1	6		1	39						20	81

表 30 虐待の内容と年齢別内訳

虐待の内容	0歳児		幼児		小学生		中学生		高校生		その他		計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
身体的虐待			8	6	7	10	2	1	1	1			18	18
性的虐待						1								1
心理的虐待	1		6	7	5	1		2		2	4		16	12
保護の怠慢・拒否		1	4	3	1	5		2					5	11
不明														
計	1	1	18	16	13	17	2	5	1	3	4		39	42

(4) 被虐待児フォローアップ事業

虐待経験を持つ児童やその保護者への治療的援助、虐待経験を有する児童を指導している児童福祉施設職員への援助を目的としてフォローアップ事業を実施している。

平成 12 年度から中央児童相談所で開始され、現在は県内各児童相談所において地域のニーズに合わせて実施しており、平成 24 年度の実績は下記のとおりである。

表 31 児童福祉施設訪問指導

区分 児相	訪問施設数	訪問指導回数	児童実人数	延指導回数	スーパービジョン 参加職員数
中央児童相談所	4	33			166
弘前児童相談所	4	48	8	28	132
八戸児童相談所	8	80	49	182	114
五所川原児童相談所	1	2	1	2	5
七戸児童相談所	1	10			56
むつ児童相談所	3	53	7	59	70

表 32 被虐待児集団心理治療指導（児童集団指導、母子集団指導）

区 分 児 相	児 童 集 団 指 導			母 子 集 団 指 導			スーパ-ビジョン 参加職員数
	指導回数	児 童 数	延指導回数	指導回数	親 子 数	延指導回数	
中央児童相談所							
弘前児童相談所	5	5	25				
八戸児童相談所	61	29	422				67
五所川原児童相談所							
七戸児童相談所	38	11	238				76
むつ児童相談所	3	3	3				2

表 33 被虐待児個別心理治療指導

区 分 児 相	児 童 数	延 指 導 回 数	スーパ-ビジョン 参加職員数
中央児童相談所	3	31	28
弘前児童相談所	7	28	34
八戸児童相談所	13	127	
五所川原児童相談所	1	12	5
七戸児童相談所	1	10	
むつ児童相談所	2	6	

表 34 被虐待児の親への指導

区 分 児 相	親 数	延 指 導 回 数
中央児童相談所	4	102
弘前児童相談所	6	24
八戸児童相談所	49	158
五所川原児童相談所	3	36
七戸児童相談所	10	47
むつ児童相談所	11	120

(5) カウンセリング強化事業

児童虐待を行う保護者等に対して、精神科医の協力により指導を行うものであり、平成13年4月から事業を開始し、平成24年度の実績は下記のとおりである。

表 35

区 分 児 相	実 ケ ー ス 数	医学診断・カウンセリング・助言の件数
中央児童相談所	15	28
弘前児童相談所	3	11
八戸児童相談所	19	21
五所川原児童相談所		
七戸児童相談所		
むつ児童相談所		

2. 児童環境づくり支援

地域の児童環境づくり支援業務

地域の児童相談関係者を対象とした研修会の開催や、地域における児童健全育成活動や児童環境づくり活動の支援を行っている。

児 相	実施年月日	会場	参加者数
八 戸	H25.1.18	八戸市総合福祉会館	152 (18)
五所川原	H25.2.22	「子ども虐待要保護児童対策研修会」 五所川原市学習情報センター	65 (3)
七 戸	H24.12.14	十和田市中央公民館	53 (11)

() は主任児童委員数

3. 精神発達精密健康診査事後指導

(1) 3歳児精神発達精密健康診査事後指導

各市町村が行う3歳児精密健康診査の結果、児童相談所における専門的な援助が必要と認められる児童及び養育上の援助が必要と認められる保護者に対して、援助・指導を行っている。（精密健康診査は平成24年度から市町村で実施）

表36は相談の主訴別に診断名をつけて分類したものである。

表36 3歳児精健事後指導主訴・診断名別件数

主訴	相談児童数	診断名									
		正常・正常範囲	精神発達の問題 (遅滞)	言語発達遅滞	構音障害	神経性習癖	社会性の未熟	反社会的傾向	自閉的傾向	その他	保留
言葉の遅れ	18	3	5	5					5		
発音異常											
吃音											
精神発達の遅れ	3		1						2		
落ち着きがない	1						1				
夜尿・指しゃぶり											
その他	6	1	2						3		
合計	28	4	8	5			1		10		

表37 3歳児精健及び同事後指導状況

児 相	区 分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
中 央	精 健	39	32	21	24	
	事後指導	27	22	11	9	12
弘 前	精 健	10	11	12	6	
	事後指導	19	6	7	9	
八 戸	精 健	24	33	41	30	
	事後指導	6	3	1		
五所川原	精 健	9	11	5	9	
	事後指導	8	8	8	14	4
七 戸	精 健	16	18	12	13	
	事後指導	19	13	14	11	5
む つ	精 健	15	13	24	11	
	事後指導	19	10	10	12	7
合 計	精 健	113	118	115	93	
	事後指導	98	62	51	55	28

(2) 1歳6か月児精神発達精密健康診査事後指導

各市町村が行う1歳6か月児精密健康診査の結果、児童相談所における専門的な援助が必要と認められる児童及び養育上の援助が必要と認められる保護者に対して、援助・指導を行っている。（精密健康診査は平成24年度から市町村で実施）

表38は相談の主訴別に診断名をつけて分類したものである。

表38 1歳6か月児精健事後指導主訴・診断名別件数

主 訴	相 談 児 童 数	診 断 名					
		正 常 ・ 正 常 範 囲	精 神 発 達 の 問 題 (遅 滞)	言 語 発 達 の 問 題	情 緒 発 達 の 問 題	そ の 他	保 留
言 葉 の 遅 れ	2		2				
発 音 異 常							
吃 音							
精 神 発 達 の 遅 れ	3	2			1		
落 ち 着 き が ない							
そ の 他	1		1				
合 計	6	2	3		1		

表39 1歳6か月児精健及び同事後指導状況

児 相	区 分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
中 央	精 健		2	2	7	
	事 後 指 導			2	3	3
弘 前	精 健	5	12	6	5	
	事 後 指 導	12	4	9	7	
八 戸	精 健	15	5	2	1	
	事 後 指 導	6	1	1		
五 所 川 原	精 健	2	4	5	4	
	事 後 指 導	2	2	2	8	
七 戸	精 健	2	2	2	1	
	事 後 指 導	2	1	2		3
む つ	精 健	2	1	1	1	
	事 後 指 導	5	3	1		
合 計	精 健	26	26	18	19	
	事 後 指 導	27	11	17	18	6

4. 市町村支援

(1) 市町村児童家庭相談支援

平成 17 年 4 月から市町村が第一義的な児童家庭相談窓口となったことから、市町村児童相談担当者の資質の向上を図るため、児童相談所が市町村児童家庭相談担当者研修を実施し、市町村の児童家庭相談体制の充実を図っている。

① 市町村児童家庭相談担当者研修会

児 相	管内市町村数	開 催 日 数	開催延時間数	延参加者数
中央児童相談所	5	1 日	2 時間	8 名
弘前児童相談所	7	1 日	7 時間	14 名
八戸児童相談所	8	1 日	3 時間	20 名
五所川原児童相談所	6	1 日	2 時間	8 名
七戸児童相談所	8	1 日	3 時間	16 名
むつ児童相談所	5	1 日	3 時間	20 名

② 市町村巡回支援実施状況

児 相	管内市町村数	延実施市町村数	概 要
七戸児童相談所	8	14	相談受付台帳整備、児童記録票作成、統計処理等に関する助言 要対協、進行管理台帳整備、実務者会議運営方法等に関する助言
むつ児童相談所	5	5	要保護児童対策地域協議会の運営及び相談体制にかかる支援

(2) 要保護児童対策地域協議会支援

児 相	管内市町村数	設 置 済 市 町 村 数	会 議 出 席 回 数		
			代表者会議	実務者会議	個別ケース 検 討 会 議
中央児童相談所	5	5	2	16	6
弘前児童相談所	7	8	7	10	15
八戸児童相談所	8	8	6	3	18
五所川原児童相談所	6	6	3	10	9
七戸児童相談所	8	8	9	38	22
むつ児童相談所	5	5	5	4	27

注：管内市町村数は平成 25 年 3 月 31 日現在

5. 里親支援

(1) 里親制度普及促進事業 (県・児童相談所主催)

① 普及啓発

里親制度にかかる講演会等の実施により広報活動を行い、新たな里親の開拓に取り組んでいる。(毎年2相ずつ持ち回り)

児 相	内 容	参加者数
五所川原児童相談所	講演「幸せなおとなになってね」 講師 宮城県さおうホーム ト藏 亜希子 氏	40名
七戸児童相談所	講演「障がいのある子を地域で育てるために ～里親支援のためにできること～」 講師 社会福祉法人麦の子会 理事・総合施設長 北川 聡子 氏	52名

② 養育里親研修

家庭養育の必要な児童を受け入れる養育里親として必要な基礎的知識や技術の修得を行うとともに、その資質の向上を図ることを目的として、年2回、養育里親の新規認定時に「基礎研修」「認定前研修」を実施している。

研 修 名	会 場	参加者数
<前期> 基礎研修 認定前研修	青森市・むつ市	2名
<後期> 基礎研修 認定前研修	青森市	6名
	八戸市・十和田市	4名

(2) 里親委託推進・支援等事業 (県・児童相談所主催)

児 相	内 容	参加者数
中央児童相談所	平成24年度里親委託推進委員会	24名
中央児童相談所	CSPによる里親養育技術研修 (全6回)	9名
中央児童相談所	里親養育支援研修	12名

第4 統 計 表

1-ア 年度別・相談種類別児童受付数（六児相合計）

相談種類		年 度				24	
		20	21	22	23	実 数	構 成 比
養 護	児 童 虐 待	432	485	695	691	846	22.9
	そ の 他	536	588	437	435	412	11.1
保	健	5	5	6	1	2	0.1
障 害	肢 体 不 自 由	147	154	105	102	92	2.5
	視 聴 覚 障 害	1			1		
	言 語 発 達 障 害 等	406	338	280	256	91	2.5
	重 症 心 身 障 害	117	260	15	17	36	1.0
	知 的 障 害	1,650	1,731	1,451	1,451	1,304	35.3
	自 閉 症 等	44	25	38	28	30	0.8
非 行	ぐ 犯 行 為 等	97	106	98	90	113	3.1
	触 法 行 為 等	75	83	94	72	74	2.0
育 成	性 格 行 動	283	281	286	355	335	9.1
	不 登 校	74	53	75	80	61	1.6
	適 性	90	58	59	72	77	2.1
	育 児 ・ し つ け	9	25	28	41	43	1.2
そ の 他		174	225	339	220	181	4.9
計		4,140	4,417	4,006	3,912	3,697	100.0
中 央		939	1,020	1,055	996	847	22.9
弘 前		1,062	940	765	772	672	18.2
八 戸		922	1,054	1,004	1,029	990	26.8
五 所 川 原		538	511	366	371	326	8.8
七 戸		438	531	483	432	634	17.1
む つ		241	361	333	312	228	6.2

1-イ 年度別・相談種類別児童受付数

中央児童相談所

相談種類		年 度		22	23	24	
		20	21			実 数	構 成 比
養 護	児 童 虐 待	74	107	173	211	212	25.0
	そ の 他	69	115	114	120	132	15.6
保 健		2	3	1	1	2	0.2
障 害	肢 体 不 自 由	39	29	25	9	5	0.6
	視 聴 覚 障 害				1		
	言 語 発 達 障 害 等	99	83	39	29	18	2.1
	重 症 心 身 障 害		44	6	2	4	0.5
	知 的 障 害	436	368	351	348	225	26.6
	自 閉 症 等	3	2	1	4	3	0.4
非 行	ぐ 犯 行 為 等	14	34	34	35	24	2.8
	触 法 行 為 等	15	19	23	14	8	0.9
育 成	性 格 行 動	79	89	59	122	136	16.1
	不 登 校	21	11	15	16	13	1.5
	適 性	26	17	15	16	13	1.5
	育 児 ・ し つ け	1	8	11	21	17	2.0
そ の 他		61	91	188	47	35	4.1
計		939	1,020	1,055	996	847	100.0

1-ウ 年度別・相談種類別児童受付数

弘前児童相談所

相談種類		年 度				24	
		20	21	22	23	実 数	構 成 比
養 護	児 童 虐 待	130	107	108	124	158	23.5
	そ の 他	203	161	108	96	62	9.2
保 健		1	1	3			
障 害	肢 体 不 自 由	12	5	4	9	4	0.6
	視 聴 覚 障 害						
	言 語 発 達 障 害 等	52	39	31	30		
	重 症 心 身 障 害	65	61	4	2	9	1.3
	知 的 障 害	439	401	324	352	285	42.4
	自 閉 症 等	4		6	4	1	0.1
非 行	ぐ 犯 行 為 等	26	26	18	18	16	2.4
	触 法 行 為 等	20	22	27	13	18	2.7
育 成	性 格 行 動	53	55	67	48	65	9.7
	不 登 校	10	8	13	18	13	1.9
	適 性	1	1	3	7	8	1.2
	育 児 ・ し つ け	4	6	5	8	7	1.0
そ の 他		42	47	44	43	26	3.9
計		1,062	940	765	772	672	100.0

1-1 年度別・相談種類別児童受付数

八戸児童相談所

相談種類		年 度				24	
		20	21	22	23	実 数	構 成 比
養 護	児 童 虐 待	144	116	246	219	197	19.9
	そ の 他	100	145	101	107	94	9.5
保 健		2		1			
障 害	肢 体 不 自 由	48	57	40	43	50	5.1
	視 聴 覚 障 害						
	言 語 発 達 障 害 等	70	56	59	52	15	1.5
	重 症 心 身 障 害	4	67	1	9	12	1.2
	知 的 障 害	366	444	389	351	370	37.4
	自 閉 症 等	2	2	9		5	0.5
非 行	ぐ 犯 行 為 等	24	19	22	18	39	3.9
	触 法 行 為 等	19	22	9	23	23	2.3
育 成	性 格 行 動	58	44	47	82	61	6.2
	不 登 校	17	16	19	14	19	1.9
	適 性	40	27	14	32	30	3.0
	育 児 ・ し つ け	1	1	8	10	16	1.6
そ の 他		27	38	39	69	59	6.0
計		922	1,054	1,004	1,029	990	100.0

1-1 年度別・相談種類別児童受付数

五所川原児童相談所

相談種類		年 度				24	
		20	21	22	23	実 数	構 成 比
養 護	児 童 虐 待	29	36	59	33	73	22.4
	そ の 他	75	39	18	24	22	6.7
保 健							
障 害	肢 体 不 自 由	27	29	12	14	11	3.4
	視 聴 覚 障 害						
	言 語 発 達 障 害 等	37	51	26	44	3	0.9
	重 症 心 身 障 害	42	42	2	3	5	1.5
	知 的 障 害	222	231	162	171	138	42.3
	自 閉 症 等	26	14	19	16	19	5.8
非 行	ぐ 犯 行 為 等	17	9	5	6	11	3.4
	触 法 行 為 等	9	4	8	7	13	4.0
育 成	性 格 行 動	25	17	27	29	12	3.7
	不 登 校	8	9	11	6	4	1.2
	適 性	11	10	7	9	2	0.6
	育 児 ・ し つ け	2	1	1			
そ の 他		8	19	9	9	13	4.0
計		538	511	366	371	326	100.0

1-力 年度別・相談種類別児童受付数

七戸児童相談所

相談種類		年 度				24	
		20	21	22	23	実 数	構 成 比
養 護	児 童 虐 待	43	55	64	51	162	25.6
	そ の 他	77	91	58	57	73	11.5
保 健				1			
障 害	肢 体 不 自 由	15	27	16	15	16	2.5
	視 聴 覚 障 害	1					
	言 語 発 達 障 害 等	75	65	69	61	47	7.4
	重 症 心 身 障 害	2	33			5	0.8
	知 的 障 害	120	174	151	147	203	32.0
	自 閉 症 等	6	5	2	1	2	0.3
非 行	ぐ 犯 行 為 等	12	11	14	8	17	2.7
	触 法 行 為 等	8	9	14	8	11	1.7
育 成	性 格 行 動	37	37	51	49	42	6.6
	不 登 校	14	5	11	20	10	1.6
	適 性	10	1	17	5	24	3.8
	育 児 ・ し つ け	1	5	3	1	3	0.5
そ の 他		17	13	12	9	19	3.0
計		438	531	483	432	634	100.0

1-キ 年度別・相談種別児童受付数

むつ児童相談所

相談種類		年 度				24	
		20	21	22	23	実 数	構 成 比
養 護	児 童 虐 待	12	64	45	53	44	19.3
	そ の 他	12	37	38	31	29	12.7
保 健			1				
障 害	肢 体 不 自 由	6	7	8	12	6	2.6
	視 聴 覚 障 害						
	言 語 発 達 障 害 等	73	44	56	40	8	3.5
	重 症 心 身 障 害	4	13	2	1	1	0.4
	知 的 障 害	67	113	74	82	83	36.4
	自 閉 症 等	3	2	1	3		
非 行	ぐ 犯 行 為 等	4	7	5	5	6	2.6
	触 法 行 為 等	4	7	13	7	1	0.4
育 成	性 格 行 動	31	39	35	25	19	8.3
	不 登 校	4	4	6	6	2	0.9
	適 性	2	2	3	3		
	育 児 ・ し つ け		4		1		
そ の 他		19	17	47	43	29	12.7
計		241	361	333	312	228	100.0

2-ア 年度別・相談経路別児童受付数（六児相合計）

相談経路		年度				24	
		20	21	22	23	実数	構成比
都道府県・ 指定都市等	福祉事務所	11	9	2	11	4	0.1
	その他	235	256	275	291	275	7.4
市町村	福祉事務所	141	162	174	133	124	3.3
	児童委員	11	14	11	9	5	0.1
	保健センター	61	41	27	36	17	0.5
	その他	319	286	246	274	154	4.2
児童福祉施設・ 指定医療機関	保育所	13	14	23	16	17	0.5
	児童福祉施設	257	271	231	263	221	6.0
	指定医療機関	9	19	5	1	2	0.1
児童家庭支援センター		1		1	1		
警察等		190	256	383	424	542	14.6
家庭裁判所		13	15	11	13	23	0.6
保健所及び 医療機関	保健所	7	16	3	7	3	0.1
	医療機関	36	21	52	48	32	0.9
学校等	幼稚園	3	1	2	7	6	0.2
	学校	145	158	186	140	149	4.0
	教育委員会等	10	20	10	5	7	0.2
里親		22	19	16	21	27	0.7
児童委員 (通告の仲介を含む)		2	1	4	1		
家族・親戚		2,450	2,555	2,093	1,978	1,877	50.7
近隣・知人		76	92	145	139	111	3.0
児童本人		29	85	50	45	61	1.6
その他		99	106	56	49	48	1.3
計		4,140	4,417	4,006	3,912	3,705	(100.0)
巡回相談（再掲）		(124)	(50)	(32)	(21)	(19)	(0.5)
電話相談（再掲）		(429)	(585)	(623)	(531)	(580)	(15.7)

2-1 児相別・相談経路別児童受付数

相談経路		児相 件数%		中 央		弘 前		八 戸		五所川原		七 戸		む つ	
		件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
都道府県・ 指定都市等	福祉事務所							1	0.1			2	0.3	1	0.4
	その他	56	6.6	60	8.8	77	7.8	20	6.1	47	7.4	15	6.6		
市 町 村	福祉事務所	35	4.1	20	2.9	10	1.0	13	4.0	41	6.5	5	2.2		
	児童委員			5	0.7										
	保健センター	1	0.1	6	0.9			3	0.9	5	0.8	2	0.9		
	その他	25	3.0	34	5.0	21	2.1	12	3.7	37	5.8	25	11.0		
児童福祉施設・ 指定医療機関	保育所	5	0.6	6	0.9	5	0.5	1	0.3						
	児童福祉施設	23	2.7	25	3.7	79	8.0	13	4.0	65	10.3	16	7.0		
	指定医療機関	1	0.1			1	0.1								
児童家庭支援センター															
警 察 等		167	19.7	85	12.5	135	13.6	72	22.1	61	9.6	22	9.6		
家 庭 裁 判 所		3	0.4	2	0.3	12	1.2			6	0.9				
保健所及び 医療機関	保 健 所			2	0.3					1	0.2				
	医 療 機 関	9	1.1	8	1.2	10	1.0	1	0.3	4	0.6				
学 校 等	幼 稚 園	1	0.1			1	0.1			4	0.6				
	学 校	29	3.4	39	5.7	30	3.0	10	3.1	33	5.2	8	3.5		
	教育委員会等					3	0.3			3	0.5	1	0.4		
里 親		6	0.7	4	0.6	8	0.8	3	0.9			6	2.6		
児 童 委 員 (通告の仲介を含む)															
家 族 ・ 親 戚		413	48.8	345	50.7	546	55.2	165	50.6	299	47.2	109	47.8		
近 隣 ・ 知 人		46	5.4	28	4.1	23	2.3	3	0.9	10	1.6	1	0.4		
児 童 本 人		12	1.4	12	1.8	9	0.9	8	2.5	4	0.6	16	7.0		
そ の 他		14	1.7			19	1.9	2	0.6	12	1.9	1	0.4		
計		846	100.0	681	100.0	990	100.0	326	100.0	634	100.0	228	100.0		
巡回相談（再掲）										(19)	(2.8)				
電話相談（再掲）		(174)	(20.6)	(114)	(16.7)	(179)	(18.1)	(24)	(7.4)	(64)	(10.1)	(25)	(11.0)		

3-ア 年度別相談処理数（六児相合計）

年度 処 理	20	21	22	23	24	
					実 数	構 成 比
助 言 指 導	2,923	2,857	2,868	2,912	2,713	73.4
継 続 指 導	89	77	68	120	114	3.1
他 機 関 あ っ せ ん	19	8	9	12	8	0.2
児 童 福 祉 司 指 導	100	92	94	57	79	2.1
児 童 委 員 指 導						
児 童 家 庭 支 援 セ ン タ ー 指 導 ・ 指 導 委 託				1		
福 祉 事 務 所 送 致 又 は 通 知		4	2	1	17	0.5
訓 戒 ・ 誓 約		1	1			
児 童 福 祉 施 設 入 所	106	81	141	104	102	2.8
指 定 医 療 機 関 委 託						
里 親 委 託	23	21	11	25	17	0.5
法 27-1-4 に よ る 家 庭 裁 判 所 送 致		1	2	1		
障 害 児 施 設 等 へ の 利 用 契 約	325	780	314	334	245	6.6
そ の 他	542	500	449	408	399	10.8
計	4,127	4,422	3,959	3,975	3,694	100.0
中 央	913	1,028	1,078	1,002	834	22.6
弘 前	1,075	955	762	776	675	18.3
八 戸	915	1,061	975	1,048	990	26.8
五 所 川 原	538	502	377	368	321	8.7
七 戸	438	516	428	472	642	17.4
む つ	248	360	339	309	232	6.3

3-1 児相別相談処理数

児相 件数、%	中 央		弘 前		八 戸		五所川原		七 戸		む つ		合 計	
	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%	件数	%
助 言 指 導	679	81.4	551	81.6	652	65.9	232	72.3	457	71.2	142	61.2	2,713	73.4
継 続 指 導	13	1.6	21	3.1	35	3.5	11	3.4	23	3.6	11	4.7	114	3.1
他機関あつせん	3	0.4			2	0.2	1	0.3	2	0.3			8	0.2
児 童 福 祉 司 指 導	7	0.8	4	0.6	26	2.6	8	2.5	16	2.5	18	7.8	79	2.1
児 童 委 員 指 導														
児 童 家 庭 支 援 セ ン タ ー 指 導 ・ 指 導 委 託														
福 祉 事 務 所 送 致 又 は 通 知	13	1.6	1	0.1					3	0.5			17	0.5
訓 戒 ・ 誓 約														
児 童 福 祉 施 設 入 所	25	3.0	10	1.5	27	2.7	8	2.5	19	3.0	13	5.6	102	2.8
指 定 医 療 機 関 委 託														
里 親 委 託	5	0.6			8	0.8	1	0.3	1	0.2	2	0.9	17	0.5
法 27-1-4 に よ る 家 庭 裁 判 所 送 致														
障 害 児 施 設 等 へ の 利 用 契 約	21	2.5	32	4.7	96	9.7	25	7.8	48	7.5	23	9.9	245	6.6
そ の 他	68	8.2	56	8.3	144	14.5	35	10.9	73	11.4	23	9.9	399	10.8
計	834	100.0	675	100.0	990	100.0	321	100.0	642	100.0	232	100.0	3,694	100.0

4. 年齢別・相談種類別児童受付数（六児相合計）

相談種類 年齢区分	養 護		保 健	障 害						非 行	
	児 童 虐 待	そ の 他		肢 体 不 自 由	視 聴 覚 障 害	言 語 発 達 障 害 等	重 症 心 身 障 害	知 的 障 害	自 閉 症 等	ぐ 犯 行 為 等	触 法 行 為 等
年齢区分	件 数 構成比	件 数 構成比	件 数 構成比	件 数 構成比	件 数 構成比	件 数 構成比	件 数 構成比	件 数 構成比	件 数 構成比	件 数 構成比	件 数 構成比
0 ～ 5 歳	327	172	1	10		81	7	173	14		
	38.7	41.7	50.0	10.9		89.0	19.4	13.3	46.7		
6 ～ 11 歳	302	103		36		8	10	322	8	17	12
	35.7	25.0		39.1		8.8	27.8	24.7	26.7	15.0	16.2
12 ～ 14 歳	137	65		26		1	7	283	5	62	47
	16.2	15.8		28.3		1.1	19.4	21.7	16.7	54.9	63.5
15 ～ 17 歳	80	61	1	17		1	11	304	3	32	14
	9.5	14.8	50.0	18.5		1.1	30.6	23.3	10.0	28.3	18.9
18 歳 以 上		11		3			1	222		2	1
		2.7		3.3			2.8	17.0		1.8	1.4
計	846	412	2	92		91	36	1,304	30	113	74
	100.0	100.0	100.0	100.0		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

育 成				そ の 他	計	児 相					
性 格 行 動	不 登 校	適 性	育 児 ・ し っ け			中 央	弘 前	八 戸	五 所 川 原	七 戸	む つ
件 数	件 数	件 数	件 数	件 数	件 数	件 数	件 数	件 数	件 数	件 数	件 数
構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比	構成比
40	1	39	19	33	917	249	128	244	66	177	53
11.9	1.6	50.6	44.2	18.2	24.8	29.4	19.0	24.6	20.2	27.9	23.2
129	19	13	10	37	1,026	242	201	262	95	172	54
38.5	31.1	16.9	23.3	20.4	27.8	28.6	29.9	26.5	29.1	27.1	23.7
98	31	14	7	27	810	168	159	208	86	135	54
29.3	50.8	18.2	16.3	14.9	21.9	19.8	23.7	21.0	26.4	21.3	23.7
66	10	11	7	31	649	132	124	185	58	108	42
19.7	16.4	14.3	16.3	17.1	17.6	15.6	18.5	18.7	17.8	17.0	18.4
2				53	295	56	60	91	21	42	25
0.6				29.3	8.0	6.6	8.9	9.2	6.4	6.6	11.0
335	61	77	43	181	3,697	847	672	990	326	634	228
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

5. 市町村別・相談種類別児童受付数（六児相合計）

児相	相談種類 市町村	養護 (児童 虐待)	養護 (その 他)	保健	肢体 不自由	視聴覚 障害	言語発 達障害 等	重症心 身障害	知的 障害	自閉症 等	ぐ犯 行為等	触法 行為等	性格 行動	不登校	適性	育児・ しつけ	その他	計
中 央	青森市	211	127	2	6		15	4	209	3	24	8	125	12	12	12	31	801
	平内町	2					2		6				2					
	外ヶ浜町						1		4					1				6
	今別町		1						3				1					5
	蓬田村		1						1									2
	管 外		2						2				6		1	4	3	18
	不 明		1										2			1	1	5
	計	213	132	2	6		18	4	225	3	24	8	136	13	13	17	35	849
弘 前	弘前市	112	43		1			4	174	1	12	14	40	12	6	2	18	439
	黒石市	20	3	1	1			3	39				6	1		3	3	80
	平川市	15	3					2	29		1	2	8		1	1	2	64
	西目屋村	4	1						2							1		8
	藤崎町	7			1				15		2		2					27
	大鰐町		2						11				1				2	16
	田舎館村				1				4									5
	板柳町	1	5						5			2	1					14
	管 外		6						6		1		8		1	1	3	26
	不 明												2			2		4
	計	159	63	1	4			9	285	1	16	18	68	13	8	10	28	683
八 戸	八戸市	154	58		33		10	8	254	1	32	21	39	16	21	6	28	681
	三戸町	4	3		1		1	2	8								1	20
	五戸町	2	4		2		1	1	22				2		1	1	3	39
	田子町	3			1				13				1					18
	南部町	9	1		4				17			1	2	1		1		36
	階上町	8	5		2				21	1			1		3	5	2	48
	新郷村						1		2						1			4
	おいらせ町	13	8		3			1	27	2	3		4	2	2		5	70
	管 外	2	13		4				6		3	1	4		2		9	44
	不 明	2	2				2			1	1		8			3	11	30
	計	197	94		50		15	12	370	5	39	23	61	19	30	16	59	990

児相 相談種類 市町村	養護 (児童 虐待)	養護 (その 他)	保健	肢体 不自由	視聴覚 障害	言語発 達障害 等	重症心 身障害	知的 障害	自閉症 等	ぐ犯 行為等	触法 行為等	性格 行動	不登校	適性	育児・ しつけ	その他	計	
五所川原	五所川原市	58	14		6		3	61	13	5	4	7	2	1		7	181	
	つがる市	8	6		4			42	3	2	3	3	1	1		3	76	
	鯉ヶ沢町		1					12	1								14	
	深浦町	3				1	1	6									1	12
	中泊町	2				1		12	1			1					1	18
	鶴田町	2	1		1		1	4	1	4	5	1	1					22
	管 外							1				1						2
	不 明																1	1
	計	73	22		11		3	5	138	19	11	13	12	4	2		13	326
七戸	十和田市	42	11		9		7	64	1	8	7	12	1	17	3	4	186	
	三沢市	66	27		5		12	49	1	8	2	12	4	1		5	196	
	野辺地町	6					1	12				1				1	21	
	七戸町	15	2		2		6	19				3		3		1	51	
	六戸町	4	4				2	13			1	1		1		2	28	
	横浜町	4					5	3				1					13	
	東北町	15	2				5	20		1		4	4	1			52	
	六ヶ所村	8	9				7	19				1	6	1			51	
	管 外	1	17				3	4				1		1		4	31	
	不 明	1	1									1				2	5	
	計	162	73		16		47	5	203	2	17	11	42	10	24	3	19	634
むつ	むつ市	36	18		6		7	54		6		18	2			20	168	
	大間町	5	2					10			1					2	20	
	東通村		8					10								1	19	
	風間浦村	1					1	5				1				1	9	
	佐井村	1						3									4	
	管 外	1	1					1								2	5	
	不 明															3	3	
	計	44	29		6		8	83		6	1	19	2			29	228	
合 計	848	413	3	93		91	36	1304	30	113	74	338	61	77	46	183	3710	

※ 市町村名が「不明」は、電話相談で居住地を確認できなかった場合である。

6 3歳児精健事後指導主訴・診断名別件数

児相	主訴	相談 児童 数	診 断 名									
			正常・ 正常 範囲 外	精神 発達 (遅滞) の 問題	言語 発達 遅滞	構 音 障 害	神 経 性 習 癖	社 会 性 の 未 熟	反 社 会 的 傾 向	自 閉 的 傾 向	そ の 他	保 留
中 央	言葉の遅れ	9	2	4	1					2		
	発音異常											
	吃音											
	精神発達の遅れ											
	落ち着きがない											
	夜尿・指しゃぶり											
その他	3	1	2									
小計	12	3	6	1					2			
弘 前	言葉の遅れ											
	発音異常											
	吃音											
	精神発達の遅れ											
	落ち着きがない											
	夜尿・指しゃぶり											
その他												
小計												
八 戸	言葉の遅れ											
	発音異常											
	吃音											
	精神発達の遅れ											
	落ち着きがない											
	夜尿・指しゃぶり											
その他												
小計												
五 所 川 原	言葉の遅れ											
	発音異常											
	吃音											
	精神発達の遅れ	1		1								
	落ち着きがない											
	夜尿・指しゃぶり											
その他	3								3			
小計	4		1						3			
七 戸	言葉の遅れ	3	1		1					1		
	発音異常											
	吃音											
	精神発達の遅れ	2								2		
	落ち着きがない											
	夜尿・指しゃぶり											
その他												
小計	5	1		1					3			
む つ	言葉の遅れ	6		1	3					2		
	発音異常											
	吃音											
	精神発達の遅れ											
	落ち着きがない	1							1			
	夜尿・指しゃぶり											
その他												
小計	7		1	3				1	2			

7 1歳6か月児精健事後指導主訴・診断名別件数

児相	主訴	相談 児童 数	診 断 名					
			正常・ 正常 範囲	精神 発 達 の 遅 滞 問 題	言 語 発 達 の 問 題	情 緒 発 達 の 問 題	そ の 他	保 留
中 央	言葉の遅れ	2		2				
	発音異常							
	吃音							
	精神発達の遅れ							
	落ち着きがない							
その他の	1		1					
小計	3		3					
弘 前	言葉の遅れ							
	発音異常							
	吃音							
	精神発達の遅れ							
	落ち着きがない							
その他の								
小計								
八 戸	言葉の遅れ							
	発音異常							
	吃音							
	精神発達の遅れ							
	落ち着きがない							
その他の								
小計								
五 所 川 原	言葉の遅れ							
	発音異常							
	吃音							
	精神発達の遅れ							
	落ち着きがない							
その他の								
小計								
七 戸	言葉の遅れ							
	発音異常							
	吃音							
	精神発達の遅れ	3	2		1			
	落ち着きがない							
その他の								
小計	3	2		1				
む つ	言葉の遅れ							
	発音異常							
	吃音							
	精神発達の遅れ							
	落ち着きがない							
その他の								
小計								

8. 児童福祉施設等措置状況（六児相合計）

施設種別	施設名	児 相 中 央							弘 前 市	黒 石 市	平 川 市	西 目 屋 村
		青 森 市	平 内 町	外 ヶ 浜 町	今 別 町	蓬 田 村	管 外	計				
乳 児 院	青 森 若 葉 乳 児 院	4						4				
	ひ ま わ り 乳 児 院											
	弘 前 乳 児 院								2	1		
児 童 養 護 設 施	藤 聖 母 園	35	1		1		2	39	6		1	
	弘 前 愛 成 園	6	1				1	8	27	5	3	
	浩 々 学 園											
	美 光 園											
	あ け ぼ の 学 園											
	幸 樹 園	6					1	7	6	1		
児 童 自 立 支 援 設 施	子ども自立センターみらい											
	国 立 き ぬ 川 学 院											
	国 立 武 蔵 野 学 院											
* 情 短	青森おおぞら学園（入所）	7						7	4			
	青森おおぞら学園（通所）											
里 親		8	1		1		1	11	3	1		
ファミリーホーム	が っ ぽ ホ ー ム	4						4	1			
	陽 気 ホ ー ム 郡 川											
	た ん ぼ ぼ											
障 害 児 施 設	福祉型障害児入所施設	八 甲 学 園	5					5				
		弥 生 学 園							1			
		う み ね こ 学 園										
		森 田 学 園								1		
		も み の き 学 園										
		は ま ゆ り 学 園										
		も み じ 学 園										1
医 療 型 障 害 児 入 所 施 設	医療型障害児入所施設	あすなる医療療育センター（肢体）										
		はまなす医療療育センター（肢体）										
		あすなる医療療育センター（重心）		1					1			
		さわらび医療療育センター										
		はまなす医療療育センター（重心）										
指 定 医 療 機 関（重心）	指定医療機関（重心）	八 戸 病 院										
		青 森 病 院										
合 計		75	4		2		5	86	51	8	5	
(再掲：障害児施設)		(5)	(1)					(6)	(2)		(1)	

*情短 - 情緒障害児短期治療施設

(平成25年4月1日)

弘 前						八 戸									
藤 崎 町	大 鰐 町	田 舎 館 村	板 柳 町	管 外	計	八 戸 市	三 戸 町	五 戸 町	田 子 町	南 部 町	階 上 町	新 郷 村	お い ら せ 町	管 外	計
						3									3
					3										
2	1			3	13									1	1
	3			9	47										
						22							2	1	25
						15	1	2		3	1			4	26
						13				1	1		2	4	21
1				5	13										
						5							1	1	7
					4	4							1		5
		1		1	6	15							5	3	23
					1										
						1		2		1				2	6
						2				1					3
				1	1										
				2	3										
						7								2	9
					1										
					1										
						1									1
														1	1
3	4	1		21	93	88	1	4		6	2		11	19	131
				(3)	(6)	(8)								(3)	(11)

施設種別	施設名	五所川原							計	十和田市	三沢市	野辺地町	七戸町	
		五所川原市	つがる市	鯨ヶ沢町	深浦町	中泊町	鶴田町	管外						
乳児院	青森若葉乳児院												1	
	ひまわり乳児院									2	1			
	弘前乳児院		1						1					
児童養護施設	藤聖母園	3							3		1			
	弘前愛成園	2	1	1				1	5					
	浩々学園									1	4			
	美光園									10	2	4	1	
	あけぼの学園									6	6		2	
	幸樹園	6	1	1	1	5	1	1	16				1	
児童自立支援施設	子ども自立センターみらい							1	1					
	国立きぬ川学院													
	国立武蔵野学院													
*情短	青森おおぞら学園(入所)	3							3		1		1	
	青森おおぞら学園(通所)													
里親		2				1			3	1				
ファミリーホーム	がっぽホーム													
	陽気ホーム郡川													
	たんぽぽ													
障害児施設	福祉型障害児入所施設	八甲学園	1						1			1		
		弘前市弥生学園												
		うみねこ学園												
		森田学園	1						1					
		もみのき学園										1		
		はまゆり学園												
		もみじ学園												
	医療型障害児入所施設	あすなる医療療育センター(肢体)	1	1						2				
		はまなす医療療育センター(肢体)												
		あすなる医療療育センター(重心)												
		さわらび医療療育センター												
		はまなす医療療育センター(重心)												
	指定医療機関(重心)	八戸病院												
青森病院														
合計		19	4	2	1	6	2	2	36	18	16	7	6	
(再掲：障害児施設)		(3)	(1)						(4)			(2)		

*情短 - 情緒障害児短期治療施設

(平成25年4月1日)

七 戸						む つ							合 計
六 戸 町	横 浜 町	東 北 町	六ヶ所村	管 外	計	む つ 市	大 間 町	東 通 村	風 間 浦 村	佐 井 村	管 外	計	
			2		3								7
					3								6
													4
2				1	4	11		1		1		13	73
		2			2	1						1	63
					5								30
2		3	2		24	8	2					10	60
	1	4	7	2	28								49
					1								37
						1	1					2	10
		1			3	2						2	24
1	2	2	1	1	8	2						2	53
				1	1								6
													6
													3
			1	1	3	3		1				4	14
													3
													9
													2
1					2								2
						2	1		1			4	4
													1
													2
													1
													1
													1
													1
6	3	12	13	6	87	30	4	2	1	1		38	471
(1)			(1)	(1)	(5)	(5)	(1)	(1)	(1)			(8)	(40)

9. 一時保護の状況の推移

児 相	保 護 の 内 容	20 年 度		21 年 度	
		実 人 員	延 人 員	実 人 員	延 人 員
中 央	中央児相の一時保護 (昼間分除く)	26	384	34	884
	昼 間 一 時 保 護	1	1	15	15
	保 護 委 託	3	21	13	309
	計	30	406	62	1,208
弘 前	中央児相の一時保護	27	740	13	424
	所 内 保 護	10	10	4	4
	保 護 委 託	19	923	19	208
	計	56	1,673	36	636
八 戸	中央児相の一時保護	27	749	20	696
	所 内 保 護	15	17	5	5
	保 護 委 託	27	412	15	72
	計	69	1,178	40	773
五所川原	中央児相の一時保護	10	313	11	453
	所 内 保 護				
	保 護 委 託	5	120	8	231
	計	15	433	19	684
七 戸	中央児相の一時保護	12	422	13	320
	所 内 保 護	3	3	1	1
	保 護 委 託	29	230	9	99
	計	44	655	23	420
む つ	中央児相の一時保護	3	86	9	298
	所 内 保 護			5	5
	保 護 委 託	3	13	1	2
	計	6	99	15	305
合 計	中央児相の一時保護 (昼間分除く)	105	2,694	100	3,075
	所 内 保 護 (中央昼間分含む)	29	31	30	30
	保 護 委 託	86	1,719	65	921
	計	220	4,444	195	4,026

(単位：人)

22 年 度		23 年 度		24 年 度	
実 人 員	延 人 員	実 人 員	延 人 員	実 人 員	延 人 員
37	607	38	1,141	30	772
9	9				
25	298	20	430	21	268
71	914	58	1,571	51	1,040
8	164	20	594	7	228
3	3	2	2	1	1
18	516	13	254	6	102
29	683	35	850	14	331
39	1,291	26	744	27	821
11	11	8	10	8	8
41	1,019	26	689	29	452
91	2,321	60	1,443	64	1,281
5	202	2	23	5	135
1	1				
9	354	5	83	13	250
15	557	7	106	18	385
26	1,040	17	559	12	489
				1	1
20	380	6	368	16	229
46	1,420	23	927	29	719
6	215	6	248	9	285
3	3				
9	61	1	6	5	43
18	279	7	254	14	328
121	3,519	109	3,309	90	2,730
27	27	10	12	10	10
122	2,628	71	1,830	90	1,344
270	6,174	190	5,151	190	4,084

10. 中央児童相談所一時保護所の一時保護児童の推移

年度	児 相	養 護				障 害				非 行			
		実人員 (人)	構成比 (%)	延人員 (人)	構成比 (%)	実人員 (人)	構成比 (%)	延人員 (人)	構成比 (%)	実人員 (人)	構成比 (%)	延人員 (人)	構成比 (%)
20 年 度	中 央	20	74.1	253	65.7					2	7.4	31	8.1
	弘 前	14	51.9	345	46.6					7	25.9	219	29.6
	八 戸	20	74.1	535	71.4					5	18.5	151	20.2
	五 所 川 原	5	50.0	118	37.7					5	50.0	195	62.3
	七 戸	8	66.7	255	60.4					3	25.0	144	34.1
	む つ	1	33.3	3	3.5					1	33.3	31	36.0
	計	68	64.2	1,509	56.0					23	21.7	771	28.6
21 年 度	中 央	41	83.7	666	74.1					6	12.2	195	21.7
	弘 前	9	69.2	329	77.6					3	23.1	83	19.6
	八 戸	15	75.0	499	71.7	1	5.0	26	3.7	3	15.0	163	23.4
	五 所 川 原	6	54.5	199	43.9					4	36.4	176	38.9
	七 戸	10	76.9	224	70.0					2	15.4	40	12.5
	む つ	6	66.7	166	55.7					2	22.2	89	29.9
	計	87	75.7	2,083	67.4	1	0.9	26	0.8	20	17.4	746	24.1
22 年 度	中 央	34	73.9	370	60.1					8	17.4	194	31.5
	弘 前	4	50.0	76	46.3					4	50.0	88	53.7
	八 戸	32	82.1	996	77.1					3	7.7	181	14.0
	五 所 川 原	4	80.0	151	74.8					1	20.0	51	25.2
	七 戸	15	57.7	532	51.2					8	30.8	389	37.4
	む つ	4	66.7	135	62.8					2	33.3	80	37.2
	計	93	71.5	2,260	64.1					26	20.0	983	27.9
23 年 度	中 央	27	71.1	923	80.9					10	26.3	185	16.2
	弘 前	12	60.0	329	55.4					4	20.0	132	22.2
	八 戸	14	53.8	514	69.1					7	26.9	144	19.4
	五 所 川 原	1	50.0	3	13.0					1	50.0	20	87.0
	七 戸	6	35.3	168	30.1					7	41.2	260	46.5
	む つ	1	16.7	59	23.8					3	50.0	114	46.0
	計	61	56.0	1,996	60.3					32	29.4	855	25.8
24 年 度	中 央	21	70.0	539	69.8					5	16.7	61	7.9
	弘 前	4	57.1	79	34.6					1	14.3	61	26.8
	八 戸	15	55.6	421	51.3					10	37.0	298	36.3
	五 所 川 原									5	100.0	135	100.0
	七 戸	9	75.0	373	76.3					2	16.7	56	11.5
	む つ	3	33.3	86	30.2					4	44.4	142	49.8
	計	52	57.8	1,498	54.9					27	30.0	753	27.6

育成・その他				計				一 日 平 均 保 護 人 員 (人)	一 人 平 均 保 護 日 数 (日)
実 人 員 (人)	構 成 比 (%)	延 人 員 (人)	構 成 比 (%)	実 人 員 (人)	構 成 比 (%)	延 人 員 (人)	構 成 比 (%)		
5	18.5	101	26.2	27	100.0	385	100.0		
6	22.2	176	23.8	27	100.0	740	100.0		
2	7.4	63	8.4	27	100.0	749	100.0		
				10	100.0	313	100.0		
1	8.3	23	5.5	12	100.0	422	100.0		
1	33.3	52	60.5	3	100.0	86	100.0		
15	14.2	415	15.4	106	100.0	2,695	100.0	7.4	25.4
2	4.1	38	4.2	49	100.0	899	100.0		
1	7.7	12	2.8	13	100.0	424	100.0		
1	5.0	8	1.1	20	100.0	696	100.0		
1	9.1	78	17.2	11	100.0	453	100.0		
1	7.7	56	17.5	13	100.0	320	100.0		
1	11.1	43	14.4	9	100.0	298	100.0		
7	6.1	235	7.6	115	100.0	3,090	100.0	8.5	26.9
4	8.7	52	8.4	46	100.0	616	100.0		
				8	100.0	164	100.0		
4	10.3	114	8.8	39	100.0	1,291	100.0		
				5	100.0	202	100.0		
3	11.5	119	11.4	26	100.0	1,040	100.0		
				6	100.0	215	100.0		
11	8.5	285	8.1	130	100.0	3,528	100.0	9.7	27.1
1	2.6	33	2.9	38	100.0	1,141	100.0		
4	20.0	133	22.4	20	100.0	594	100.0		
5	19.2	86	11.6	26	100.0	744	100.0		
				2	100.0	23	100.0		
4	23.5	131	23.4	17	100.0	559	100.0		
2	33.3	75	30.2	6	100.0	248	100.0		
16	14.7	458	13.8	109	100.0	3,309	100.0	9.1	30.4
4	13.3	172	22.3	30	100.0	772	100.0		
2	28.6	88	38.6	7	100.0	228	100.0		
2	7.4	102	12.4	27	100.0	821	100.0		
				5	100.0	135	100.0		
1	8.3	60	12.3	12	100.0	489	100.0		
2	22.2	57	20.0	9	100.0	285	100.0		
11	12.2	479	17.5	90	100.0	2,730	100.0	7.5	30.3

第5 関係機関との連携状況

1. 連 絡 会 議 等

(1) 県・児童相談所・福祉事務所主催

会 議 等 の 名 称	回 数	参 加 児 童 相 談 所
全国児童相談所長会議	1	中央・弘前・八戸・五所川原・七戸・むつ
全国児童相談所長会総会	1	中央・弘前・五所川原・むつ
東北・北海道児童相談所長会議	1	中央・弘前・五所川原・七戸・むつ
県内児童相談所長会議	2	中央・弘前・八戸・五所川原・七戸・むつ
児童相談所業務検討会議	2	中央・弘前・八戸・五所川原・七戸・むつ
県内児童心理司会議	1	中央・弘前・八戸・五所川原・七戸・むつ
県内里親担当者会議	1	弘前・八戸・五所川原・七戸・むつ
里親認定事前検討会	2	弘前・八戸・七戸・むつ
里親委託推進委員会	1	弘前・八戸・五所川原・七戸・むつ
青森県要保護児童対策地域協議会	1	中央
子ども自立センターみらい出身校連絡会議	1	中央・弘前・七戸・むつ
青森県発達障害者支援体制整備検討委員会	1	中央
健康福祉部出先機関長会議	2	中央・弘前・八戸・五所川原・七戸・むつ
市町村健康福祉関係主管課長会議	1	中央・弘前・八戸・五所川原・七戸・むつ
保育所長会議	1	八戸
地域包括ケア会議	1	中央
DV職務関係者等研究協議会	3	中央
青森県精神保健福祉大会	1	中央
八戸地域DV防止法担当者連絡会議	1	八戸
青森県防犯協会連合会通常総会	1	中央
青森県精神保健福祉協会理事会・評議会・総会	1	中央
全国児童相談所長ブロック代表幹事協議会	1	中央
東北・北海道ブロック児童相談所長会議	1	中央・八戸
東北・北海道地区児童相談所業務研究協議会	1	八戸
社会福祉審議会児童処遇部会	1	八戸
おおぞら学園と児童相談所との意見交換会	1	七戸
児童養護施設との情報交換会	7	七戸
児童養護施設入所児童等調査説明会	1	七戸
就学指導・就学事務研究協議会	1	五所川原・七戸

(2) 他機関主催

ア 中央児童相談所

分野	会議等の名称	回数	開催地
保健福祉	青森市要保護児童対策地域協議会代表者会議	1	青森市
	青森市要保護児童対策地域協議会実務者会議	6	青森市
	東津軽郡虐待等防止協議会	1	外ヶ浜町
	平内町要保護児童対策地域協議会実務者会議	3	平内町
	外ヶ浜町要保護児童対策地域協議会実務者会議	3	外ヶ浜町
	今別町要保護児童対策地域協議会実務者会議	3	今別町
	蓬田村要保護児童対策地域協議会実務者会議	1	蓬田村
教 育	青森県就学指導委員会	1	青森市
	青森市就学指導委員会	5	青森市
	青森市子ども若者支援協議会第1回代表者会議	1	青森市
	青森市地域生徒指導推進協議会	1	青森市
	青森市青少年指導育成連絡協議会	1	青森市
警 察	青森地区犯罪被害者支援ネットワーク総会	1	青森市
司 法	家庭裁判所との連絡会議	1	青森市

イ 弘前児童相談所

分野	会議等の名称	回数	開催地
保健福祉	弘前市要保護児童対策地域協議会	1	弘前市
	黒石市要保護児童対策地域協議会	2	黒石市
	平川市要保護児童対策地域協議会	1	平川市
	西目屋村要保護児童対策地域協議会	1	西目屋村
	藤崎町要保護児童対策地域協議会	1	藤崎町
	大鰐町要保護児童対策地域協議会	1	大鰐町
	板柳町保護児童対策地域協議会	1	板柳町
	地域子育て支援センター事業会議	1	弘前市
	弘前市少年相談センター運営協議会	2	弘前市
	弘前市自閉症児親の会	1	弘前市
	弘前市子ども・子育て支援推進協議会	1	弘前市
	子どもの笑顔を守るひろさき市民条例懇談会	1	弘前市
教 育	弘前市就学指導委員会	10	弘前市
	黒石市就学指導委員会	6	黒石市
	平川市就学指導委員会	3	平川市
	藤崎町就学指導委員会	2	藤崎町
	弘前市小・中学校生徒指導連絡協議会	3	弘前市
	弘前地区生徒指導推進協議会	1	弘前市
	弘前地区中学校生徒指導連絡協議会	1	弘前市
	中南地区特別支援連絡協議会	3	弘前市
	就学指導・就学事務研究協議会	1	青森市
	中南管内生徒指導関係機関連絡協議会	2	弘前市
中南地区特別支援連携協議会	3	弘前市	
司 法	家事関係機関との連絡協議会	2	弘前市

ウ 八戸児童相談所

分野	会議等の名称	回数	開催地
保健福祉	青森県自閉症協会八戸地区協会	1	八戸市
	八戸市子ども家庭相談連絡会議	12	八戸市
	田子町要保護児童対策地域協議会	1	田子町
	おいらせ町要保護児童対策地域協議会	1	おいらせ町
	三戸町要保護児童対策地域協議会	1	三戸町
	南部町要保護児童対策地域協議会	1	南部町
	新郷村要保護児童対策地域協議会・連絡会議	1	新郷村
	階上町連絡会議	1	階上町
	三八地区特別支援連絡協議会	1	八戸市
	特別支援教育コーディネーター情報交換会	1	八戸市
	八戸市虐待等防止対策会議	1	八戸市
	八戸市社会的ひきこもり対策ケース会議	1	八戸市
	八戸地域包括ケアシステム推進会議	1	八戸市
	包括ケアシステムに係る現地懇談会	1	田子町
	八戸市健康福祉審議会児童福祉部会	1	八戸市
教 育	八戸市小中学校生徒指導研究協議会	1	八戸市
	八戸市中学校生徒指導部会研修会	5	八戸市
	少年相談機関関係者懇談会	1	八戸市
司 法	家事関係機関との連絡協議会	1	青森市

エ 五所川原児童相談所

分野	会議等の名称	回数	開催地
保健福祉	五所川原市要保護児童対策地域協議会	6	五所川原市
	つがる市要保護児童対策地域協議会	2	つがる市
	鱒ヶ沢町要保護児童対策地域協議会	1	鱒ヶ沢町
	深浦町要保護児童対策地域協議会	7	深浦町
	鶴田町要保護児童対策地域協議会	1	鶴田町
	中泊町要保護児童対策地域協議会	5	中泊町
	西北地区特別支援連携協議会	2	つがる市
	つがる西北五広域連合地域自立支援協議会児童・療育部会	1	つがる市
教 育	五所川原市就学指導委員会	2	五所川原市
	つがる市就学指導委員会	2	つがる市
	つがる市いじめ不登校問題対策委員会	2	つがる市
司 法	家庭裁判所との連絡協議会	1	青森市

オ 七戸児童相談所

分野	会議等の名称	回数	開催地
保健福祉	十和田市要保護児童対策地域協議会	12	十和田市
	三沢市要保護児童対策地域協議会	13	三沢市
	七戸町要保護児童対策地域協議会	7	七戸町
	横浜町要保護児童対策地域協議会	6	横浜町
	東北町要保護児童対策地域協議会	3	東北町
	六ヶ所村要保護児童対策地域協議会	3	六ヶ所村
	野辺地町定例連絡会議	4	野辺地町
	六戸町保健・医療・福祉包括ケアシステム推進会議	1	六戸町
	東北町地域自立支援協議会	2	東北町
	三沢市主任児童委員との情報交換会	1	三沢市
教 育	三沢市就学指導委員会	4	三沢市
	中部上北就学指導委員会	3	七戸町
	上北地区特別支援連携協議会	1	七戸町
	上北地区健全育成推進会議	1	東北町
司 法	家事関係機関との連絡協議会	1	青森家庭裁判所

カ むつ児童相談所

分野	会議等の名称	回数	開催地
保健福祉	要保護児童対策地域協議会代表者会議	5	管内各市町村
	むつ市要保護児童対策地域協議会実務者会議	3	むつ市
	風間浦村要保護児童対策地域協議会実務者会議	1	風間浦村
	むつ市要保護児童対策地域協議会個別ケース検討会議	18	むつ市
	大間町要保護児童対策地域協議会個別ケース検討会議	3	大間町
	東通村要保護児童対策地域協議会個別ケース検討会議	3	東通村
	風間浦村要保護児童対策地域協議会個別ケース検討会議	3	風間浦村
	むつ・下北管内母子保健ネットワーク会議	1	むつ市
教 育	むつ養護学校就労・生活支援連絡会議	1	むつ市
	下北地区こども発達相談連絡協議会	1	むつ市
	下北地区健全育成推進会議	1	むつ市
	むつ市就学指導委員会	3	むつ市
	大間町教育ネットワーク会議	3	大間町

2. 各種行事等への参加

行事等名称	主催	開催地	参加児童相談所
子ども自立センターみらい運動会	みらい	青森市	中央・八戸・七戸・むつ
子ども自立センターみらい学芸会・模擬店	みらい	青森市	中央・弘前・八戸・七戸・むつ
子ども自立センターみらい児童意見発表会	みらい	青森市	中央・弘前・八戸・七戸・むつ
子ども自立センターみらい卒業を祝う会	みらい	青森市	中央・八戸・七戸・むつ
藤聖母園地域交流会	藤聖母園	青森市	中央
弘前乳児院子どもの日の集い	弘前乳児院	弘前市	弘前・五所川原
弘前愛成園クリスマスフェスティバル	弘前愛成園	弘前市	弘前
美光園巣立つ会	美光園	七戸町	八戸・七戸
あけぼの学園地域ふれあい会	あけぼの学園	十和田市	八戸・七戸
あけぼの学園卒業式	あけぼの学園	十和田市	八戸・七戸
浩々学園夏祭り	浩々学園	八戸市	八戸
八甲学園夏祭り	八甲学園	青森市	七戸・むつ
うみねこ学園夏祭り	うみねこ学園	八戸市	八戸
うみねこ学園文化祭	うみねこ学園	八戸市	八戸
はまゆり学園夏祭り	はまゆり学園	むつ市	むつ
八戸第一養護学校見学会	八戸第一養護学校	八戸市	八戸
八戸第二養護学校高等部卒業式	八戸第二養護学校	八戸市	八戸
七戸養護学校学校公開	七戸養護学校	七戸町	七戸
青森県児童養護施設交流会	県養協	青森市	七戸
幸樹園まつり	幸樹園	鶴田町	五所川原・七戸
荒川小・横内中金浜分教室文化祭	小・中学校	青森市	中央・弘前・八戸・五所川原
荒川小・横内中金浜分教室卒業式	〃	青森市	中央・八戸・七戸
横内小学校卒業式	横内小学校	青森市	八戸
横内中学校入学式	横内中学校	青森市	八戸

3. 講師派遣等

ア 中央児童相談所

研修会等名称等	開催地	備考
新規採用養護教諭研修	青森市	児童虐待の現状と対応について
県内民生児童委員協議会	青森市	県内の児童問題の実態と児童委員活動について
県立保健大学 社会福祉基礎実習Ⅱ	青森市	「児童相談所の概要と現状」について
初任者研修（特別支援学校）教職研修講座	青森市	児童相談所の役割について
地域担当者研修ならびにサークルの集い	青森市	幼児期のこどもたち
青森東高校 心と健康講座	青森市	思春期のこころ
青森県看護協会教育研修会	青森市	こども虐待予防～SOSを見逃さない為に～
第二養護学校校内研修	青森市	心理検査講習会
社会福祉主事資格認定講習会	青森市	児童相談業務について
里親養育支援研修	青森市	こどもってどう思う～行動に注目しよう～

イ 弘前児童相談所

研修会等名称等	開催地	備考
高杉地区民生・児童委員協議会	弘前市	児童虐待について
板柳町民生・児童委員協議会	板柳町	児童虐待について
黒石市地域・家庭教育向上事業	黒石市	親の過干渉について
子ども虐待防止チーム学習会	弘前市	児童虐待について
特別支援教育に関する研修会	弘前市	特別支援教育について
児童相談・児童虐待防止関係職員スキルアップ研修	大館市	CSPについて
CSPフォローアップ研修	十和田市	CSPについて
CSPトレーナー養成講座	秋田市	CSPについて

ウ 八戸児童相談所

研修会等名称等	開催地	備考
八戸市中学校長会研修会	八戸市	児童相談所の役割
三八地区健全育成推進会議	階上町	発達障害
三戸郡小・中学校学級経営研究協議会	南部町	学校と児相の連携
八戸市中学校保健教育研究会冬季講習会	八戸市	児童相談所の役割
八戸市小学校生徒指導教育研究会夏期講習会	八戸市	学校と児相の連携
八戸短期大学幼児保育学科講師	八戸市	児童相談所の役割
三八地区赤十字奉仕団委員長・事務担当者会議	八戸市	児童相談所の役割

エ 五所川原児童相談所

研 修 会 等 名 称 等	開 催 地	備 考
たかたて保育園「子どもをもっと知る」お話し会	五所川原市	子どもが大きくなるために大切なこと
保健師業務連絡会議	五所川原市	児童虐待の現状と対応について
五所川原地区少年警察ボランティア連絡会研修会	五所川原市	児童相談所の業務について
1歳6か月児及び3歳児精健に係る学習会	五所川原市	気になる子どもの生活実態の聴取のポイント
1歳6か月児及び3歳児精健に係る学習会	中泊町	気になる子どもの生活実態の聴取のポイント
1歳6か月児及び3歳児精健に係る学習会	つがる市	気になる子どもの生活実態の聴取のポイント
1歳6か月児及び3歳児精健に係る学習会	深浦町	気になる子どもの生活実態の聴取のポイント

オ 七戸児童相談所

研 修 会 等 名 称 等	開 催 地	備 考
上北地区特別支援教育情報交流会	七戸町	児童相談所の業務等
七戸町母子保健関係者ネットワーク会議	七戸町	子どもの虐待予防

カ むつ児童相談所

研 修 会 等 名 称 等	開 催 地	備 考
第二田名部小学校校内研修会	むつ市	こどものトラブルへの対応について
むつ市民生・児童委員協議会	むつ市	児童虐待について

4. 職員の業務関係研修

(1) 全国研修・東北・北海道ブロック研修

研 修 名	主 催	開 催 地	参 加 児 童 相 談 所
東北・北海道地区児童相談所業務研究協議会	東北北海道児童相談所長会	秋田市	中央・弘前・八戸・五所川原・七戸・むつ
東北ブロック児童相談所児童福祉司研究協議会	東北北海道児童相談所長会	山形市	中央・弘前・八戸・五所川原・七戸・むつ
東北ブロック児童相談所児童心理司研究協議会	東北北海道児童相談所長会	山形市	中央・弘前・八戸・五所川原・むつ
児童相談所長研修	子どもの虹情報センター	横浜市	中央・弘前・八戸・五所川原・七戸
児童相談所児童福祉司スーパーバイザー研修	子どもの虹情報センター	横浜市	中央・むつ
教育機関・児童相談所職員合同研修	子どもの虹情報センター	横浜市	中央
児童福祉司指導者等基礎研修	子どもの虹情報センター	横浜市	中央
テーマ研修「子どもの性と暴力」	子どもの虹情報センター	横浜市	五所川原
地域虐待対応研修企画者養成研修	子どもの虹情報センター	横浜市	七戸
子どもの虐待防止推進全国フォーラム in ほっかいどう	厚生労働省	札幌市	八戸・七戸
司法面接研修	北海道大学	札幌市	中央
PTSD対策専門研修	国立精神神経医療研究センター	仙台市	弘前・八戸
児童相談所中堅児童福祉司・児童心理司合同研修	国立保健医療科学院	埼玉県	八戸
社会的養護における「育ち」「育て」を考える研究発表会	国立武蔵野学院	埼玉県	八戸
里親対応関係機関職員研修	国立武蔵野学院附属児童自立支援専門員養成所	さいたま市	七戸
全国児童相談所研究セミナー名古屋大会	全児相	名古屋市	中央
児童福祉司研修ワークショップ	全国児童相談研究会	横浜市	むつ
子どもと向き合うスキルアップ講座	日本子ども養育研究会	神戸市	弘前
CSPトレーナー養成講座	エス・オー・エスコどもの村	東京都	中央
性教育研究会第3回学術大会	性教育研究会	東京都	中央・弘前
虐待を受けたこどもの心理療法に関するワークショップ2012	子ども虐待防止センター	東京都	中央
RIFCR研修	子ども虐待ネグレクト防止ネットワーク	横浜市	七戸
子どもの虐待シンポジウム	独立行政法人福祉医療機構	東京都	八戸
「人間と性」教育研究協議会全国秋季セミナー	「人間と性」教育研究協議会	埼玉県	八戸

(2) 県内研修

研 修 名	主 催	開 催 地	参 加 児 童 相 談 所
平成24年度専門研修	青森県	青森市	中央
平成24年度基本研修	青森県	青森市	中央
市町村要保護児童対策地域協議会構成員へのサインズオブセーフティ研修	青森県	青森市 八戸市	中央・弘前・八戸・五所川原・七戸
青森県発達障害者支援フォーラム	青森県	青森市	中央・弘前
里親普及講演会	青森県	十和田市	中央
平成24年度思春期問題研修	青森県	青森市	中央
子どもを守る地域ネットワーク強化プロジェクト研修	青森県	青森市・八戸市	むつ
子どもを守る地域ネットワークバックアップ力向上研修	青森県	青森市	むつ
市町村職員のための面接技法研修	青森県	青森市・八戸市	中央・弘前・八戸・五所川原・七戸
市町村児童家庭相談担当者等研修会	青森県	弘前市	弘前
市町村と児童相談所の機関連携対応にかかわるフォローアップ研修	青森県	青森市 弘前市・八戸市	弘前・八戸・五所川原・七戸
市町村要保護児童対策地域協議会担当者研修	青森県	青森市	むつ
市町村児童家庭相談専門性向上支援講習会	青森県	青森市	むつ
青森県発達障害者総合支援事業における研修会	青森県	青森市	弘前
心理判定員研修会	青森県	青森市	八戸
発達障害基礎講座 I	青森県発達障害者支援センター	青森市	むつ
認知行動療法研修	青森県発達障害者支援センター	青森市	中央・七戸
発達障害児リーダー養成研修	青森県発達障害者支援センター	七戸町	七戸
ペアレント・トレーニング研修	青森県発達障害者支援センター「ステップ」	五所川原市	五所川原
地域生活定着支援推進セミナー	青森県社会福祉協議会	青森市	むつ
特別支援教育相談セミナー	青森県総合学校教育センター	青森市	五所川原
生徒指導研修会	弘前市	弘前市	弘前
特別支援教育研修会兼就学指導委員会専門研修	弘前市	弘前市	弘前
子どもの育ちを考える研修会	三沢市教育委員会	三沢市	七戸
全国児童相談研究会地域セミナー	全国児童相談研究会青森会	青森市	中央・八戸
地域虐待対応合同アドバンス研修	子どもの虹情報センター	青森市	中央・弘前・五所川原・七戸・むつ
東青地区特別支援連絡協議会研修会	特別支援連絡協議会	青森市	中央・弘前
発達障害者社会生活力アップセミナー	発達障害者支援センター	青森市	中央・弘前
被害と加害を防ぐ家庭と少年のサポートシステムの構築	浜松医科大学	弘前市	八戸
支援者セミナー	浜松医科大学	弘前市	五所川原
障害児・者支援セミナー	青森県立保健大学	青森市	五所川原
健生病院学習会	健生病院	弘前市	中央・弘前・五所川原
子ども虐待防止要保護児童対策研修会	八戸児童相談所	八戸市	中央・七戸
里親講演会	五所川原児童相談所	五所川原市	中央・七戸

(3) 職場研修・自主研修

研 修 名	主 催	開 催 地	参 加 児 童 相 談 所
児童相談所児童福祉司基礎研修	中央児相	青森市	中央・弘前・八戸・五所川原・むつ
児童相談所心理判定員研修会	中央児相	青森市	中央・弘前・五所川原・七戸・むつ
新任・初任者等職場研修	八戸児相	八戸市	八戸
CSPトレーナー養成講座	中央児相	青森市	むつ
職場内研修	五所川原児相	五所川原市	五所川原
職場内研修	むつ児相	むつ市	むつ

(参考) 里親会の事業

研修会等

行事名	主催	開催地	参加児童相談所
青森県里親連合会会員研修会	青森県里親連合会	青森市	中央・弘前・七戸
青森県里親相互交流会	青森県里親連合会	青森市	中央・七戸・むつ
子育て講演会	青森県里親連合会	青森市	中央・弘前・七戸
里親講演会	青森県里親連合会	青森市	むつ
里親支援員情報交換会	青森県里親連合会	青森市	中央・むつ
全国里親大会 やまがた大会	全国里親会	山形県	弘前
東北地区里親研修会	全国里親会	山形県	弘前
中弘南黒・西北五里親会研修会	中弘南黒・西北五里親会	藤崎町	弘前・五所川原
県南里親研修会	県南里親会	十和田市	八戸
県南里親普及講演会	県南里親会	十和田市	八戸
県南里親座談会	県南里親会	八戸市	八戸・七戸
下北里親相互交流会	下北里親会	むつ市	むつ

レクリエーション等

青森県里親親子交流会	青森県里親連合会	青森市	弘前・七戸
青森県里親相互交流会	青森県里親連合会	青森市	弘前
東青里親会りんごっこ野外キャンプ	東青里親会	つがる市	中央
東青里親会里親サロン「りんごっこ」12回	東青里親会	青森市	中央
中弘南黒・西北五里親会交流会	中弘南黒・西北五里親会	弘前市	弘前・五所川原
里親親子交流会（里親サロン）	中弘南黒里親会	板柳町	弘前
クリスマス事業	中弘南黒里親会	弘前市	弘前
県南里親会親子レクリエーション	県南里親会	青森市	七戸
県南里親会里親サロン「ぼかぼか」新年の集い	県南里親会	八戸市	七戸
県南里親会ぶどう狩り	県南里親会	三戸町	七戸
県南里親会りんご狩り	県南里親会	三戸町	八戸
下北里親会里親サロン「タンポポの会」	下北里親会	むつ市	むつ
下北里親会レクリエーション	下北里親会	むつ市	むつ

里親役員会等

青森県里親連合会総会	青森県里親連合会	青森市	中央・弘前・五所川原・七戸・むつ
東青里親会役員会・総会	東青里親会	青森市	中央
東青里親会役員会	東青里親会	青森市	中央
中弘南黒里親会役員会・総会	中弘南黒里親会	弘前市	弘前
県南里親会役員会・総会	県南里親会	七戸町	八戸・七戸
西北五里親会役員会・総会	西北五里親会	五所川原市	五所川原
下北里親会役員会・総会	下北里親会	むつ市	むつ

児 童 相 談 (平成 24 年度実績)

編 集 東青地域県民局地域健康福祉部 こども相談総室
(青森県中央児童相談所)

〒038-0003 青森市大字石江字江渡 5-1

TEL (017) 781-9744 FAX (017) 781-4175

発 行 平成 25 年 11 月
